

アダム・スミス、グラスゴウ大学 『法学講義』 police 論における 経済学的議論の集中の原因について*

三 好 宏 治

目 次

第1節：『法学講義』について

- 1-1) 法学と『国富論』の関係
- 1-2) 『法学講義』Bノート発見が与えた衝撃
- 1-3) アンダスンノートとAノート発見で可能になったこと
- 1-4) 旧アダム・スミス問題の置き土産
- 1-5) 「経済学の生誕」問題の射程

第2節：「経済学の生誕」問題

- 2-1) テキスト内在的研究とコンテキスト的研究
- 2-2) テキスト内在類型I. 結節点への注目、「経済学の成立」類型
- 2-3) テキスト内在類型II. 分離点への注目、「経済学の独立」類型
- 2-4) コンテキスト類型I. 「自然法学の伝統」類型
- 2-5) コンテキスト類型II. 「シヴィック・ヒューマニズム」類型

第3節：講義ノートとしての視点

- 3-1) 教師としてのアダム・スミス像
- 3-2) 学生にとってのローマ法の価値
- 3-3) ローマ法の末裔としての近代自然法学
- 3-4) ローマ法の末裔としての『法学講義』

第4節：四段階論の再定義

- 4-1) 商業段階の定義について
- 4-2) 四段階論の再定義の提示
- 4-3) 四段階論における商業段階の成立区分について

第5節：police 論の再定義

- 5-1) 行政論の存在箇所としてのpolice論

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

5-2) 非市民法の存在場所としての police 論

5-3)まとめ：police 論への経済学的議論の集中の原因について

参考文献一覧

第1節 『法学講義』について

本稿の研究対象は、アダム・スミスのグラスゴウ大学『法学講義』である。本稿においては、スミスがグラスゴウ大学の道徳哲学教授時代におこなった法のあり方に関する講義の内容を学生が書きとめたノートのことを『法学講義』と呼ぶことにする。定義した説明文から自明なように、このノートの内容は経済学ではなく法に関する講義であり、また、学生がとったノートであり、スミス自身の著作ではない。

ここで、スミス研究に携わらないものにとって、「なぜ、経済学以外のものを主題とし、また、スミスの著作ですらないものを経済学史家の研究対象としなければならないのか」という疑問が浮かぶのが当然であろう。また、社会思想史学会の独立により強化された、思想史研究と理論史研究の分裂というわが国の経済学史研究が抱える特有の問題もある。⁽¹⁾そこで、まず、学生の手でまとめられた法学に関するノートを経済学史家が研究対象とする必要性について述べることから始めることが妥当であるようと思われる。これは、「経済学の誕生問題」において解明すべき事象を明確化するためである。

そのために、やや迂遠であるが、スミスの道徳哲学体系の全体像における『国

* 本論文は、2006年7月8日（土）に甲南大学において開催された、経済学史学会関西部会第150回例会で筆者がおこなった「アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』におけるpolice論について」の報告を発展させたものである。論文の基になった報告原稿作成の際に、大変示唆に富んだコメントを神戸学院大学法学部名誉教授林久茂先生よりいただいた。ここに感謝の意を申し上げる。

(1) 「社会思想史学会は経済学史学会から分かれて成立したが、その結果、経済学史学会から社会思想史研究が退場し、社会思想史学会から経済思想史研究が退場するという傾向を招来してきた。」(田中秀夫「スコットランド啓蒙の学史的可能性」『経済学史学会年報』39、2001年、14ページ。)

富論』と『法学講義』の位置づけという、周知の事実から始めたい。

1-1) 法学と『国富論』の関係

『国富論』を経済学生誕の書とみなしたとき、経済学は法学から生まれてきたといえる。そしてこの見解は、スミスの総合把握を目指す類の研究の初期から、いわば自明の公理として受け入れられてきた。なぜならば、スミス自身が著書で残した言葉とスミスの周辺からの証言という、2つの証拠が指し示した事象が無矛盾であったからである。

第1の証拠たる、スミス自身が著書で残した言葉とは、『道徳感情論』第6版の前書きのことである。以下に、第6版の前書きを引用しよう。

この著作の初版のパラグラフで、私は次のことを述べた。すなわち、私は別の論説で、法と統治の一般的諸原理と、それらが社会のさまざまな時代と時期において経過したさまざまな転換とについて、正義に関するだけでなく、生活行政、公収入、軍備、そのほか法の対象であるすべてのことについても、説明するように努力するつもりだということである。諸国民の富の性質と原因に関する研究で、私はこの約束を部分的に、少なくとも生活行政、公収入、軍備に関する限り、⁽²⁾ 実行した。

つまり、スミスは、法と統治の研究書として計画されたものから、生活行政（police）、公収入、軍備に関するトピックスだけを選び出して『国富論』として出版したと述べているのである。これは、『国富論』を経済学の書としてみなしとき、経済学は法学から生まれたと解釈できることを意味しよう。

(2) *The Theory of Moral Sentiments*, London, 1759. Edited by D. D. Raphael and A. C. Macfie, 1976, (*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, vol. 1) 以下 TMS と表記する、水田洋訳『道徳感情論』、上下巻、岩波書店、2003年。Advertisement, 邦訳、上巻、19-20ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

次に、第2の証拠たる、スミスの周辺の証言として挙げられるのが、スミスの教え子で、のちにグラスゴウ大学の市民法の教授となったジョン・ミラーの証言である。これは、スミスの後継教授であるデュゴルト・スチュアートが、1793年1月21日、同年3月18日の2回に亘っておこなったスミス追悼講演において引用したものである。この追悼公演の内容は、後日出版されたので、後世のわれわれも知ることができる。

論理学教授に任命されて約一年ののち、スミス氏は道徳哲学講座の担当者に選任された。この主題に関する氏の講義過程は四部門に区分されていた。第一部は自然神学を含んでいた。この中で氏は神の存在の諸属性の証明、および宗教の基礎となっている、人間の心の諸原理を考察した。第二部は厳密な意味でそう呼ばれている論理学を包括し、氏がのち『道徳感情論』の中で発表した学説から主として成り立っていた。第三部では氏は正義に関連して、精密で正確な諸規則と相容れ、まさにその理由によって十分で特殊な説明が可能な道徳分野をさらに長く取り扱った。

この主題に関して、氏はモンテスキューから示唆されたと思われる計画に従った。つまり、氏は公法、私法の双方に亘り法学の段階的進歩を最も素朴な時代から最も洗練された時代に至るまでたどりうるとし、また、生計の維持と財産の蓄積に貢献し、法や統治の中に対応的な改良ないし変革を生み出した諸技芸の結果を指摘しようとつとめた。氏の辛苦のこの重要分野を氏自身もまた公表する意図であった。しかし、『道徳感情論』の結末に述べられているこの意図を果たすまで氏は存命しなかった。

氏の講義の最後の部門では、氏は正義の原理ではなく、便宜の原理に基づいていて、かつ一国家の富、権力および繁栄を増大するよう計算されている政治的諸規制を検討した。この観点から、氏は商業、財政、教会的および軍事的諸施設に関する政治的諸制度を考察した。これらの諸主題に関して氏が論述したことは、氏がのち『諸国民の富の性質および諸原因に

上記で引用したメモの内容を、以後ミラー証言と称することにする。

このミラー証言の内容を大まかにまとめてみると次のようになる。まず第1に、スミスの道徳哲学の講義は4部門から成り立っていたということ。第2に、この第4部門の内容は、スミスが後に『国富論』で公刊した内容を含んでいたということ。第3に、この第4部門は正義の原理ではなく、便宜の原理にもとづいて考察されていたということ。本稿においては、4部門からなるスミスの思想体系を、スミスの道徳哲学体系と称することにしよう。

ステュアートが引用したミラーの証言は、スミスがグラスゴウ大学時代におこなった法学講義の中には経済学が存在していたことを意味している。また、先ほど引用した『道徳感情論』の序文では、法学として企図とした著作の一部分から『国富論』が生まれたと解釈できる。ここで、この2つの証拠を合わせて考えると、次の解釈が導き出される。正義の原理により構築された法学の講義から便宜の原則にもとづいて構築された『国富論』、すなわち経済学、が生まれたのであり、その『国富論』はグラスゴウ大学時代からの思想の発展によるものなのだと。以降、スミスの思想体系内部における法学からの経済学の分離・独立を「経済学の生誕」と称することにしよう。

1-2) 『法学講義』Bノート発見が与えた衝撃

ところで、「経済学の生誕」に関する認識として、法学から経済学が生まれたとする通説的解釈とは異なる見解が存在した。すなわち、旧アダム・スミス問題に基盤を置く見解である。

(3) Stewart, D. *Account of the Life and Writings of Adam Smith*, in *The Works of Adam Smith with an account of his life and writings* by Dugald Stewart, five volumes, reprint of the edition 1811-1812, Aalen: O. Zeller, 1963, pp. 414-5, 福嶽忠恕訳「法学博士アダム・スミスの生涯と著作の記述」『アダム・スミスの生涯と著作』、御茶の水書房、1984、11-12ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

旧アダム・スミス問題とは、『道徳感情論』は利他心にもとづくが『国富論』は利己心にもとづくのであり、両者の間にはその基礎理論に矛盾があるとする問題設定のことである。そして、この矛盾の解消を、大陸旅行の際にケネーやテュルゴーといった重農主義者たちとの交流により、スミスが唯心論から唯物論者へと転向したことに求めたのである。いいかえれば、旧アダム・スミス問題にもとづく解釈は、『国富論』は大陸旅行の結果によって与えられた新たな知識との遭遇によって生まれたのである。つまり、スミスの内的思想における連続性はないものとされたがために、グラスゴウ時代からの連続的思想発展とする通説的解釈との対抗関係となったのである。

もちろん、旧アダム・スミス問題は今日では否定されている。

『道徳感情論』は利他心にもとづくが、『国富論』は利己心にもとづくというのは、誤読であることは、その後の論争により、ほどなく明らかになった。また、『道徳感情論』も『国富論』も共に、「同感理論」にもとづいて構築されていることも明らかになった。それは、無知と無理解にもとづくものであったのである。

だが、法学から経済学が生まれたのとするのが正しいのか、大陸旅行により経済学が生まれたとするのが正しいのかは、1896年以前には、確定不可能であった。なぜなら、スミス道徳哲学大系第3部門たる法学に関する資料が、何も存在しなかったために、大陸旅行によりパラダイム変換が発生したことの完全な否定ができなかつたからである。

資料が存在しないことについて、先ほどのミラー証言でも触れられていたことだが、『道徳感情論』第6版序文の引用文の続きで、スミスは、こう述べている。

残っている法学の理論は、私がながいあいだ構想を練りながら以下の著作の改訂を妨げてきたのと同じ仕事によって、これまで実行を妨げられてきたものである。私がきわめて高齢に達したことが、この大著を自分で満

足できるように仕上げられうる日があろうとは、ほとんど期待させないということを私はみとめるのだが、それでもなお、私はその企画を完全に放棄したのではないし、できる限りのことをする義務を負い続けたいとおもうので、私はそのパラグラフを、30年以上も前に出版されたままに残しておいた。そのとき私はそこでのべられたすべてのことが実行できるものと、⁽⁴⁾うたがいをもっていなかったのである。

つまり、スミスは法学に関する体系を考察し、その出版を企図しながらも最後までできなかつたのである。そして、ブラックとハットンがスミスの遺言を忠実に遂行した結果、スミスの手元にあった草稿やメモ書きは焼失し、スミスの法学体系を知る手がかりとなつたはずの諸文書は残さず消去されたのである⁽⁵⁾。その結果、経済学の成立母胎である法学、および、法学講義に関して知りうる内容は、ミラー証言しかなかつた。だから、たとえば、1895年に出版された、レーの『アダム・スミス伝』ではスミスがグラスゴウでおこなつた法学講義の内容について、上述したミラー証言に完全に頼らざるをえないのであつた。しかし、この状況は、1896年に変化する。アダム・スミスがグラスゴウ大学でおこなつた、法学に関する講義ノートが1896年に発見されたからである。

今日、Bノートと称されるこの講義ノートの発見は、スミス研究に衝撃を与えることになる。なぜならば、この講義ノートの police 論において、「豊富と安価」の原因の探求に関する記述として、後の『国富論』の原型とみなされる議論がなされていたのである。つまり、分業論・価格論・貨幣論といった『国富論』第1・2編の原型となる経済理論的なトピックスに加え、第3編の歴史理論、第4・5編の重商主義批判や教育、軍備に関する議論が、『法学講義』に存

(4) *TMS*, Advertisement, 邦訳, 上巻, 20ページ。

(5) Ross, I. S. (1995), *The Life of Adam Smith*, Oxford University Press, pp. 403-4, 篠原久・只腰親和・松原慶子訳、『アダム・スミス伝』、シュプリンガーフェアラーク東京株式会社、2000年、460-461ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……在したからである。

グラスゴウ時代のスミスが、『国富論』の原型となる議論を、法学に関する講義の中でおこなっていたことはテキスト的に確認できた。Bノートの発見は、大陸旅行前に経済学が形成されていたことを明らかにし、しかも、経済学が法学の一分野であることの確認を可能にしたのである。Bノートの研究価値はここに存在する。

1-3) アンダサンノートとAノート発見で可能になったこと

かくしてハスバッハ以来の論争にけりをつける決定的な証拠のみならず、検証不可能な法学体系に関する資料が手に入ったのであるから、「経済学の生誕」に関する問題として残るのは、法学から経済学が分離・独立していく過程を細かく見ていくことだけである。だが、Bノート単独では、限界が存在した。当然のことながら、Bノートによってわかるのは、最終講義の内容だけである。

そもそも、『道德感情論』第6版序文とミラー証言を根拠に、「経済学の生誕」の名の下に理解しようとするのは、『法学講義』においては渾然一体に講義されていた諸トピックスが、「正義の原則」と「便宜の原則」にもとづいて再編成されていく過程である。当然に、その再編成は一瞬で終了するものではなく、必然的に時間的変化をともなう現象となるのである。したがって、「経済学の生誕」問題は時間的変化を問題とすることになる。ところが、アダム・スミスがグラスゴウ大学でおこなった最終講義をまとめたBノートだけでは、変化の推移が把握できない。Bノート単独で可能なのは、スミスの道徳哲学体系全体像の再構成のみに過ぎない。変化を把握可能にするには、比較対照が必要なのである。この比較対照として重要なのが、異なる年代の『法学講義』ノートである。

さて、現在の我々は、スミスがグラスゴウ大学で法学を主題としておこなった講義を記したとされる3組のノートを保有している。スミスの講義ノートとされる3組のノートを年代順に挙げてみると、まず、最初に挙げられるのが、アンダサンノートと命名されているノートである。これは、スミスの同僚であ

るアンダスンの備忘録に著されていたものであり、ノートの紹介者であるミークの考察によると、1751—1754年のいずれかの年のスミスの講義ではないかと推定されているノートである。⁽⁶⁾ 次に挙げられるのは、スミスの授業内容の口述筆記と推測されているAノートである。このノートには几帳面にも講義の日付が書かれており、日付を信用するならば、1762—1763年の講義内容である。Aノートは、ポリス論の最後の部分が欠如しており、スミスの全講義内容が記録されているわけではない。最後に挙げられるのがBノートである。このノートは学生が転売用に作ったノートであろうと推測されており、そして、1763年の大陸旅行直前の講義についてのノートであると推測されている。Bノートでは、全講義内容が記録されている。

これらの異なった年代のノートの発見によって、Bノート単独ではできなかつた、グラスゴウ大学時代におけるスミスの思想内容の変遷をたどることができるようになった。そして、思想内容の変遷が遡及可能になったことにより、「経済学の生誕」の過程は真に考察可能な問題となつたのである。

だが、時間的変化という認識をともなつた「経済学の生誕」の考察をおこなうとすると、Bノートの発見によって解決されたはずの旧アダム・スミス問題が形を変えて出現することになる。

1-4) 旧アダム・スミス問題の置き土産

先ほど軽く触れたように、旧アダム・スミス問題は、『道徳感情論』と『国富論』との間でのねじれを、重農主義者の介在により説明づけるものであった。しかし、この見解はBノートの発見により否定されたのであり、また、それぞれのテキストの内在的読解により、スミスの『国富論』には『道徳感情論』で

(6) 「私自身の試案的な推測は、当面の問題に関連のある講義が1751-2, 1752-3、ないし1753-4年の三つの学期のうちの一つで述べられたものであった、ということになろう。」(R.L.ミーク著、時永淑訳「アダム・スミスのグラスゴウ法学講義への新たな証明」『スミス、マルクスおよび現代』、第4章、法政大学出版局、1980年、143ページ。)

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……用いられている同感概念が下敷きとされていることが確認された。その結果、スミスは、彼自身の道徳哲学体系を無矛盾なものとして構想していたのだと推測できる。これは、旧アダム・スミス問題への回答を妥当とした場合に、当然にともなう結論である。だが、この結論を「経済学の生誕」という事実と掛け合わしたとき、スミスの道徳哲学体系の全体像に一つの問題を投げかける。

ミラー証言を信頼するならば、第3部門たる「幻の法学体系」は正義の原則にもとづいて構築され、また、第4部門たる『国富論』は便宜の原則にもとづいて構築されたことになる。ここで問題となるのは、そもそも、なぜに、スミスは便宜の原則にもとづいて構築された『国富論』のみを独立した著作として構築したのであろうか。これは、ひとつの深刻な問い合わせを生む。すなわち、正義の原則と便宜の原則が相容れないという可能性である。言い換えるならば、スミスの道徳哲学体系には、矛盾が存在する可能性があるということである。

旧アダム・スミス問題が解明した『道徳感情論』と『国富論』の無矛盾性は、『国富論』と「幻の法学体系」、また、『道徳感情論』と「幻の法学体系」の無矛盾性までをも無条件には保障しない。というのは、スミスは法学に関する体系的書物を書かなかったからである。これは、スミスが、「幻の法学体系」が『国富論』と矛盾するが故に意図的に書かなかったという可能性の存在を示唆するのである。繰り返しになるが、なぜ、便宜の原則に関する著作のみを公刊し、正義の原則に関する著作を放棄したのであろうか。

無論、意図的にではなく、やむをえない事情でそうなった可能性もある。『道徳感情論』や『国富論』の改訂や、税関委員としての日々の仕事に追われ、単純に、法学に関する体系書を著やすだけの時間がなかったので書けなかったという可能性も存在するのである。だが、それでも、正義の原則に関する著作よりも便宜の原則に関する著作を優先させた理由に対する疑問が生じる。

はたして、「経済学の生誕」は、スミスの道徳哲学体系内部で未分離であった正義の原則と便宜の原則がどのような関係に明確化されたのであろうか。正義の原則と便宜の原則がともに同感原理にもとづいて考察されていたとして、そ

の相互関係は、どのように明確化されていったのであろうか。正義が便宜の原則を内包したのであろうか。逆に、便宜が正義の原則を包括したのであろうか。あるいは、正義の原則と便宜の原則は合致したのであろうか。それとも、正義の原則と便宜の原則は、完全に分離したのであろうか。

そして、道徳哲学体系における便宜と正義の相互関係の明確化は、『国富論』が描き出す体系の解釈に重大な意義をもたらす。

1-5) 「経済学の生誕」問題の射程

さて、教科書的ミクロ経済学では、アダム・スミスは、市場原理主義的自由放任主義者の祖として取り扱われる。たしかに、教科書的ミクロ経済学の体系からすれば、スミスは次の2つの意味で自由放任主義の祖として位置づけられる。第1に、各経済主体の利己心の追求により経済的最適性が達成されるという市場メカニズムの存在を「神の見えざる手」という言葉で表現した祖である。第2には、市場メカニズムにまかしていくてもうまくいかない場合に発生する「市場の失敗」を是正するだけの、小さな政府の提唱者としてである。

スミスは、第4編の末尾で、政府介入がなくなった自然的自由の世界についてこう述べている。

したがって優先の体系であれ、抑制の体系であれ、すべての体系がこうして完全に除去されれば、明白かつ単純な自然的自由の体系が自然に確立される。だれでも、正義の法を犯さないかぎり、自分自身のやりかたで自分の利益を追求し、自分の勤労と資本を他のどの人またはどの階層の人びとの勤労および資本と競争させようと、完全な自由にゆだねられる。⁽⁷⁾

(7) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2vols., London, 1776, Edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner, 1976, (*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Vol. 2, Vol. 3) 以下WNと表記する、水田洋監訳、杉山忠平訳『国富論』4分冊、岩波書店、2000-01年、p. 687、邦訳、第3分冊、339ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

そして、続けて、自然的自由の体系が到来した後に、主権者が留意すべき義務について、スミスは次のように述べている。

第一に、その社会を他の独立諸社会の暴力と侵略から守る義務、第二に、その社会のそれぞれの成員を、他のそれぞれの成員の不正と抑圧から、できるかぎり守る義務、つまり厳正な司法制度を確立する義務、そして第三に、どのような個人または少数の個人にとっても、その設立と維持が決して利益になりえないような、特定の公共事業と特定の公共機関を設立し維持する義務であって、なぜなら、それによる利益が、大きな社会にとってはしばしば費用を償って、余りあるものでありますのに、どの個人あるいは少数の個人にとっても利潤が費用を償うことは決してありえないからである。⁽⁸⁾

これらの表現を見ただけならば、『国富論』の第1編から第4編を、市場原理主義、自由放任主義の書として読むことには問題がないように思える。市場原理主義の権化として、ステレオ・タイプ化されたスミス像が登場することは、当然といえよう。

だが、現在、そのような自由放任主義者として、スミス像が統一されているわけではない。それは、『国富論』第4編冒頭に突然出てくる政治経済学の定義に関する一文と、それに連動した『国富論』第5編の介入主義的性格の存在である。

問題となる文章を、以下に、引用してみよう。

政治家あるいは立法者の科学の一部門と考えられる政治経済学は、二つの違った目標を目指している。第一に、民衆に豊富な収入または生活資料

(8) *Ibid.* pp. 687-8, 邦訳, 第3分冊, 340ページ。

を供給すること、つまり、もっと適切に言えば、民衆が自らそのような収入または生活資料を調達できるようにすること、そして第二に、公務をおこなうのに足りうるだけの収入を、国家または公共社会に供給することが⁽⁹⁾それである。

上に引用した文章を素直に解釈すると、市場原理主義とも自由放任主義とも異なる思想が出現する。なぜならば、「政治家あるいは立法者」という市場に介入する経済主体の存在が定義されているのみならず、政治経済学は、彼らによる積極的介入のための技術的学問であると明確な定義がなされているからである。そして、『国富論』の政府介入主義的な言及はあまりにも多い。主権者の第3の義務である「特定の公共事業と特定の公共機関を設立し維持する義務」の範疇は、いわゆる、公共財の供給にとどまるものとは断言できそうにないのである。少なくとも、スミスのいう小さな政府は、政府経費の最小化を目指す絶対的に小さな政府ではなく、相対的に小さな政府なのである。

つまり、『国富論』第1～4編が示唆する市場原理主義にもとづいた小さな政府像と、第4編序文と第5編が示唆する介入主義的政府像という、2つの政府像が『国富論』に存在していることになる。「『道徳感情論』と『国富論』とのあいだに、また『国富論』第1～4編と『国富論』第5編とのあいだに、基本的な矛盾ないし相違が素材するとしばしば主張してきた」のは、このためと⁽¹⁰⁾いえよう。

もし、スミスがはじめから前半と後半において別個の体系であるものとして構築したならば、『国富論』の前半体系と後半体系で異なる政府像が出てくるのは当然といえるかもしれない。だが、それでも、次のことが問題となる。すな

(9) *Ibid.* p. 428, 邦訳第2分冊, 257ページ。

(10) 新村聰「アダム・スミスにおける自由と統治：——功利主義と関連して——」平井俊顕、深貝保則編著、『市場社会の検証：——スミスからケインズまで——』、ミネルヴァ書房、29ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……わち、前半体系と後半体系が別個の原理にもとづいていることを受け入れるとしても、自由放任的な前半体系と介入主義的な後半体系のどちらが優位に立つかということである。

つまり、『国富論』前半体系と後半体系の整合的読解を目指すためには、スミスの道徳哲学体系の全体像における同感 (sympathy) と利己心 (self-interest) の相互関係と重畠的な問題として、正義 (justice) と便宜 (expediency) の関係の相互関係を解明しなければならない。

なぜならば、『国富論』前半体系と後半体系の相互関係をどうとらえるかという問題の答えは、正義の原則と便宜の原則のどちらが上位の概念であるかというスミス道徳哲学体系内部の整合性の問題の答えと同一になるからである。そして、正義の原則と便宜の原則の相互関係とは、「経済学の生誕」問題がまさしく問題とするところである。つまり、『国富論』全体系の整合的解釈を獲得するためには、「経済学の生誕」問題に答えなければならないのである。

多様なスミス像の並存は活発な学問的嘗みの結果であり、それ自体は忌避されるものではない。だが、市場原理主義者アダム・スミスという呼称を拒むならば、それに代替する、より適切なスミス像を提示しなければならない。そして、より適切なスミス像の提示は、間違いなく、スミス研究に関わる経済学史家の任務であるといえよう。

経済学史家が『法学講義』を読まなければならぬのは、以上のような理由からである。

第2節 「経済学の生誕」問題

前節において、経済学ではなく法学に関する講義を学生が記録したノートに過ぎない『法学講義』が、経済学史家の研究対象としなければならない理由について簡単に触れた。その説明の過程で、「経済学の生誕」問題において解明すべきものは、時間的変化をともなった現象であることも述べた。そして、解明に際して、正義の原則と便宜の原則が相反しないかが問題となること

も述べた。

本節においては、『法学講義』において解明すべき時間的変化をともなった現象とは何か、つまり、『法学講義』において注目すべき事象は何かということを基準に、既存研究の4つの類型化をおこないたい。その後に、この4類型の説明を通して、研究対象の視野が拡大し、問題が経済学の主題から離れていかざるをえなかった必然性について簡単に触れたい。

2-1) テキスト内在的研究とコンテキスト的研究

『法学講義』がスミス研究に持つ価値についてはすでに述べた。要するにBノートについては、police論において、『国富論』の原型とされる理論が展開されており、また、アンダサンノートとAノート（に加えて『断片A』・『断片B』および『国富論草稿』）は、「正義の原則」と「便宜の原則」にもとづいた再編成の過程を知るための素材としての価値を持っていたからである。本節で問題にするのは、年代比較をする際に、どこに注目を与えるべきかである。

注目すべき点を分類すれば、それはテキスト内在的かコンテキスト的かの2つに分類できる。

テキスト内在的におこなわれる年代比較は、文書の叙述の内容と構成の変化を注目対象とする。このようなテキスト内在的な研究としては、新村氏と田中正司氏による代表的研究がある。⁽¹¹⁾ただし、両者の研究姿勢は、新村氏が「スミスにおける経済学の成立を考える場合に、重商主義批判とスコットランド啓蒙思想のいずれも考慮しなければならないと考える点において、田中氏と私のあいだに違いはないと思われる」としながらも、「2人の見解の違いは、ただスミ

(11) 新村聰、『経済学の成立』、御茶の水書房、1994年。田中正司、『アダム・スミスの自然法学：スコットランド啓蒙と経済学の生誕』、御茶の水書房、第2版、2003a。同、『経済学の生誕と『法学講義』：アダム・スミスの行政原理論研究』、御茶ノ水書房、2003b。

(12) 「アダム・スミスと近代自然法学：拙著『経済学の成立』への疑問と批判に答える——」『岡山大学経済学会雑誌』30(4)、1999年、470ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……スにとてどちらがより重要な課題であったかという点にのみ存する」と主張するように若干異なる。主として両氏の研究をテキスト類型とするが、人ではなく、方法と注目点によって両氏の研究を分類したいと思う。

叙述の内容と構成の変化は、おおまかにいえば、①経済学そのものの形成過程と、②法学からの経済学の分離過程の、2つの過程に分類して解釈することができる。そこで、法学からの経済学の独立に際して、経済学の成立過程をより重視する研究を第1の型とし、これを「経済学の成立」類型の研究と呼ぼう。そして、法学からの経済学の分離過程をより重視する研究を第2の類型とし、「経済学の独立」類型の研究と呼びたい。

テキスト内在的研究は、スミスの内的思想がどう発展していたかをたどることで、「経済学の生誕」を明らかにしようとしている。一方、コンテキスト類型は、スミスが克服しようとした当時の思想を明らかにすることによって、経済学の成立を跡づけようとするのである。いうならば、スミスが経済学を独立させることによって解決しようとした問題がなにかということを明らかにし、そこから逆算することで、「経済学の生誕」を解明しようとする立場である。スミスのテキストの外部に証拠を求めるこの立場が、このコンテキスト的研究の特徴である。

ここで、問題となるのが、スミスが立ち向かおうとした問題である。スミスが立ち向かおうとしたのは、当然、スミスの生きた当時のスコットランドが孕む問題であり、スミスが経済学を生み出してまで打倒しなければならなかつたのは、その当時のスコットランドが孕む問題に関する誤った処方箋である。つまり、「18世紀スコットランドの経済学とは何かを説明するには、アダム・スミスが『国富論』を書いたときに答えようとしていた中心的な諸問題に、一定の説明が与えられねばならない」のである。

(13) 同上、470ページ。

(14) Hont, I. And Ignatieff, M. (ed.), 1983, *Wealth and Virtue*, Cambridge University Press, Cambridge, p. 1. 水田洋、杉山忠平監訳、『富と徳』、未来社、1990年、2ページ。

スミスが立ち向かおうとした問題を、18世紀スコットランドの課題とこの課題に対して18世紀の思想史家がどう答えたかに求める。「経済学の生誕問題」は、スミスの思想が、これらの思想との交流を通してどう変化したかに注目することによって、明らかにされるべきものなのである。この歴史コンテキストとして重要視されるのが、自然法学とシヴィック・ヒューマニズムである。したがって、コンテキスト類型を、「自然法学の伝統」類型の研究と「シヴィック・ヒューマニズム」類型の研究の2つの類型に分けて述べてみたい。

以上で、既存研究の類型化が終わったので、これらの4類型を順次述べることにする。主に経済学的部分に注目する「経済学の成立」類型を最初に述べ、次に、経済学的部分が分離・独立していく様子を中心をおく「経済学の独立」類型について述べる。その次に、スミスの「幻の法学体系」と直接にリンクする「自然法学の伝統」類型の研究についてを述べ、最後に、スミスの外部で進展する事象に注目する「シヴィック・ヒューマニズム」類型について述べる。

2-2) テキスト内在類型 I. 結節点への注目、「経済学の成立」類型

複数の年代のノートを用いた年代比較は、スミス道德哲学体系の再編過程を知ることを目的とする。そして、テキスト内在的におこなう研究は、スミス道德哲学体系の再編過程を2つのルートで追い求めるのであった。再編過程のうち、第1に注目される経済学そのものの形成過程とは、police論に経済学的議論が集中されていく過程そのものである。⁽¹⁵⁾ アンダスンノートにおいては、経済学的な議論は、かららずしも police論に集中していたわけではない。貨幣論、価格論、分業論など、『国富論』1・2編を彩る経済学的議論は自然法学の伝統に従って、契約論の範疇で考察されていた。つまり、経済学的トピックスは、⁽¹⁶⁾ 「正義の原則」の範疇で取り扱うものとされてきたのである。

(15) たとえば、「『法学講義』行政論の発展」、新村前掲書、第8章を参照。

(16) 「ここでわれわれは新たに二つの問題に直面することになる。ひとつは、スミスがもっとも初期の法学講義において、正義論と行政論あるいは正義の原理と便宜の

アダム・スミス、グラスゴー大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

ところが、AノートとBノートでは police 論に経済学的議論が集中し、経済学的な議論が独立の体系として考察されている。つまり、経済学的議論が、「正義の原則」で取り扱うべき範疇から、「便宜の原則」の範疇で取り扱うトピックスへと変化しているのである。この事実から、スミスの経済学が法学から分離・独立する過程だと解釈ができる。

ところで、法学からの経済学の分離・独立とはスミスの知的格闘の過程を読もうとするものであり、知的格闘とは人間の理性的行為である。そして、人間の行為によっておこなわれた以上、それがいかなる理由でおこなわれたかが問われなければならない。言い換えるならば、法学からの経済学の分離・独立をひきおこした動機の存在が問われなければならないのである。

そして、「経済学の成立」類型の研究で、スミスがこれをおこなった動機として重視されるのが、重商主義批判である。⁽¹⁷⁾つまり、『法学講義』police 論への経済学的議論の集中の原因を、富裕を促進するためになされた国家規制の批判に求めようとするのである。

その根拠とされるのが、「実定法の各体系は、自然法学の体系に向かっての、あるいは、正義の個別的諸規則の列挙に向かっての、多かれ少なかれ不完全な試みとみなしてよい」という『道徳感情論』でスミスが見せた自然法学観と、⁽¹⁸⁾「社会の四段階は、狩猟、牧畜、農耕、商業である」というアダム・スミスの四段階論である。これらを根拠とすることにより、スミスは現在において制定

原理とを区別したのはなぜかという問題であり、もう一つは、スミスがもっと後になつてから貨幣論や価格論などの経済学的素材を正義論から行政論へと移動したのはなぜかという問題である。」(同上、245ページ。)

(17) 重商主義批判が経済学成立の根拠となつたとするのは、新村、田中正司の両氏ともに変わりはない。

(18) TMS. VII. iv. 36. p. 340. 邦訳下巻、397ページ。

(19) *Lectures on Jurisprudence*. Edited by R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, 1978, (*The Glasgow Edition of the Works and Correspondences of Adam Smith*, vol. 5) 以下 Aノートを LJ(A), Bノートを LJ(B) と表記する、水田洋訳『法学講義』岩波書店、2005年。p. 459, 邦訳、187ページ。

されている法、すなわち重商主義的立法が商業社会においてあるべき自然の法と乖離していると考えていたと解釈するのである。

そして、スミスはこの乖離を説明するために、各社会段階においてあるべき法とは何かということを説明しなければならない。その説明をおこなうために、資本蓄積にともなう分業の発展への注目がおこなわれることになる。なぜならば、それぞれの社会の生産形態に最適化される形で、それぞれの社会の所有権の拡大が決定されるからである。そして、分業の発展に関する考察は、自然に、スミスの経済の自然法則に対する認識が深めることになる。ここに、法学からの経済学の独立の契機が存在する。いうなれば、資本蓄積にともなう生産形態の変化と所有権の関係を示したスミスの四段階論が、法学と経済学の結節点となるのである。

以上で簡単にまとめたように、「経済学の成立」類型の研究は、経済学的な部分の変化に注目することによって、経済学の成立過程そのものの形成過程を明らかにすることを目的とするものであった。当然、これは『国富論』の経済理論の成立過程のみに問題意識を制限するものである。「経済学の成立」類型の研究は、産み落とされた子に対する注目であり、産み落とした親に対する注目ではない。『国富論』前半体系が正義の原則とかかわりがある可能性が存在する以上、「幻の法学体系」にかんする知識は不可欠である。そして、法学から経済学が分離・独立した現象の裏には、経済学的議論から法学的議論が解放されたことを意味する。

いうならば、『国富論』の母体である、アダム・スミスの自然法学がどのようにして形成されたかを問うことなしには、「経済学の生誕」問題に答えたことにはならない。また、『国富論』体系のよりより解釈のためには、スミスの正義論の構成に関する理解が不可欠である。

これに答えるために必要とされるのが叙述の構成順序への注目であり、それを解明しようとする「経済学の独立」類型の研究である。これは、「経済学の成立」類型の研究が答えきれていない問題に答えるために必要とされるのである。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

2-3) テキスト内在類型II. 分離点への注目、「経済学の独立」類型

さて、経済学が分離・独立する思想過程を問うために、脱ぎ捨て去られた外套としての「幻の法学体系」の成立を問おうとするのが、「経済学の独立」類型の研究である。これを問うには、『法学講義』の全体像に注目し、叙述の構成順序の変化の理由を探求しなければならない。

法学講義全体の構成の変化に注目したとき、それは2種類に分類できる。第1は、経済学的議論の立論の順序であり、第2は、法学における私法論と国家論の順序変化である。経済学的議論の立論順序の変化に注目したとき、その変化は police 論への経済学的議論の集中をゴールとするので、「経済学の成立」類型の研究においても追求されるものである。したがって、「経済学の独立」類型の研究の特徴として、私法論と国家論の順序変化への注目が挙げられる。Bノートでは、「統治の考察から始めて、その後で所有権およびその他の権利を取り扱う」⁽²⁰⁾民法学者の方法に従っていたのに対し、Aノートでは「後者(所有権およびその他の権利)からはじめて、そのあとで家族と国内統治を考察する」⁽²¹⁾自然法学者の方法に従っていたのであった。これは、スミスが、近代自然法学の伝統から離脱したことを意味するといえよう。

つまり、「経済学の独立」類型の研究では、「経済学の成立」類型の研究成果を受けながら、「経済学の成立」の裏に存在する事象として法学的議論の構成変化が問われることとなる。いいかえれば、「経済学の独立」類型の研究では、法学と経済学の分離点が注目される。

スミスはこれらについてAノートで、ハチスンおよびプーフェンドルフの定義を引き継いだものとして、以下のことを述べている。

完全権とは、もしある債務者が遂行することを拒んだ場合に、われわれがそれらの債務の遂行を要求する権利を持つことである。いわゆる不完全

(20) *Ibid.* p. 401, 邦訳, 31ページ。

(21) *Ibid.* p. 401, 邦訳, 31ページ。ただし、括弧の中は引用者補足。

権とは、他者によって遂行されるべき諸義務ではあるが、しかしあれわれがその遂行を彼らに強制する権利を持たないことである。その他者たちは権利の要求者に義務を遂行するかしないかについてをかれらの権力のうちに完全に保持している。したがって人間のすばらしき本性、あるいは、驚くべき卓越性は賞賛に値するのであるが、われわれはなんらかのものを彼にそれを与えようと強いることができる権力を持たないのである。乞食とはわれわれの慈善の目的物であり、そしてそれを要求する権利を持つといえるかもしれない。しかしあれわれが権利という言葉をこのように使用するとき、それはあまり適切ではない。だが、隠喩的には正しい。われわれが権利という言葉を理解する場合に共通の方法は、完全権と呼ばれているものと同じものであり、そしてそれは交換的正義と関係を持つものである。今度は、不完全権は分配的正義について関連するものである。われわれが検討しなければならない権利は前者であり、後者は正確には法学の中に属しない。それらは法律の管轄下に属するのではなく、むしろ道徳の体系の中に所属するのである。したがって、われわれは以下ではもっぱら完全な権利と交換的正義と呼ばれるものについてわれわれ自身を限定するのである。⁽²²⁾

つまり、法学で取り扱う権利とは、他者に行行為を強制できる完全権であり、アリストテレス以来の伝統を持つ、交換的正義のことである。そして、不完全権とは分配的正義のことであり、法学とは異なる道徳の体系に属するものである。上で引用した文章では、第3部門たる法学の守備範囲が明らかにされている。そして、この文章に、『道徳感情論』と『国富論』の叙述と組み合わせると、スミスの道徳哲学体系についてひとつの認識が獲得できる。

『道徳感情論』では、「けれども、もうひとつの徳があって、それを守ることは、われわれ自身の意志の自由に任せられず、力ずくで強制されてもよく、それ

(22) *LJ(A)*, i. 14-16, p. 9.

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……の侵犯は憤慨の、したがって処罰的となる。この徳が正義であり、正義の侵犯は侵害であって、それは、否認されるのが自然な諸動機から、ある特定の人びとに対して、現実的に積極的な害をなすのである」と正義が定義されている。⁽²³⁾つまり、正義とは他者に強制できる点で、他の徳とは一線を画するものであった。そして、完全権とはその履行を他者に強制できる権利である。

次に、『国富論』第1編第2章の「分業を生む原理」において、「乞食以外はだれも主として同胞市民の慈悲心にたよろうとはしない。乞食でさえ、慈悲心だけにたよろうとはしない」と述べられている。また、『道徳感情論』では、「慈恵はつねに無償〔自由〕であって、それは力ずくで奪いとられるものではあります、それの単なる欠如は、いかなる処罰にもさらされない」としている。そして、『法学講義』Aノートにおいて、当事者の自由意思にまかされている、不完全権の例としてスミスは乞食に対する慈善を挙げていたのであった。したがって、正義の原則とは交換的正義に属することであり、便宜の原則とは配分的正義に属することということができる。これは、正義の原則と便宜の原則の分岐点である。そして、「経済学の誕生」問題では、この分離がなぜ発生したかが問われなければならない。そして、その分離過程のゴールを、Bノートにおける近代自然法学の伝統からの逸脱に求めるのである。

ここで、改めて問題となるのが、スミスは法学に関する著作を出版できなかったという事実である。つまり、スミスには『国富論』に匹敵する、自然法学の最終形態を明らかにする著作が存在しないのである。そのために、近代自然法学からの脱皮を果たしたスミスの「幻の法学体系」が、結局、『国富論』に完全に吸収されてしまったのか、それとも、『国富論』公刊後も道徳哲学体系の中に厳然として存在し続けているのかどうかが、やはりはっきりとしないのである。

(23) TMS, II. ii. 1.5. p. 79, 邦訳, 上巻, 208ページ。

(24) WN, p. 27, 邦訳第1分冊, 39ページ。

(25) TMS, II. ii. 1.3. p. 78, 邦訳, 上巻, 205ページ。

そこで、もし、学生の講義ノート以外に更なる証拠を求めようとするならば、必然的に、状況証拠としての歴史的コンテキストに頼らざるをえないことになる。スミスの「幻の法学体系」のより確かな像を得るための鏡として、スミスが棄却した自然法学についての知識が必要となるのである。

2-4) コンテキスト類型 I. 「自然法学の伝統」類型

「自然法学の伝統」類型の研究では、大陸からスコットランドへ導入された近代自然法学の伝統の中にスミスの『法学講義』を置いた考察がなされる。スミスの指導教授であるハチスンの前任者であるカーマイクルは、⁽²⁶⁾ プーフェンドルフをテキストに用いた。また、スミスは講義を準備するにあたってハチスンを参照したと言うのが、伝記的接近からの通説である。そして、『法学講義』A ノートの財産体系とハチスンの『体系』ないし『綱要』の財産体系のあいだには、⁽²⁷⁾ 「綿密な対応関係が明確に証明」されるのである。これらの事実を受け入れるならば、スミスを自然法論者のコンテキストから分析するというアプローチは完全に否定できるものではないだろう。

さて、前述したように、スミスの『法学講義』は自然法学の伝統からの逸脱とみなされるものである。その理由は、第1に、叙述の順序において、「全体として民法の方法が勝っている」としたところにある。そして、第2に、「契約が為政者に対する忠誠の基礎だというのが、この国における共通の学説であった。⁽²⁸⁾ しかし、そうではないことは、次の諸理由から、明らかだろう」とする、社会契約的立場の否定である。

「自然法学の伝統」類型の研究は、近代の自然法学が説明しきれなかったことを明らかにすることで、近代自然法学を脱却したスミスの到達点を明確にし

(26) 田中正司, 2003a, 115ページ, 参照。

(27) 同上, 222ページ。

(28) *LJ(B)*, p. 401, 邦訳, 31ページ。

(29) *Ibid.* p. 402, 邦訳, 35ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
ようとする。ここで、近代の自然法学が説明しようとしてできなかった中心的な問題とされるのが、緊急時における富者の所有権と貧者の請求権の問題である。スミスは、これを法の問題から経済の問題へと移すことによって、解決を図ろうとした。その結果、経済論を契約論から切り離して、police 論として独立させたというのである。

だが、単に、経済の自然的運行に関する認識が深まった理由を示しただけでは、スミスにおける「経済学の生誕」は説明できない。田中正司氏が述べるよ
うに、「社会経済現象の経験観察にもとづく人間の経済行動の自然法則性が認識されるとき、経済理論体系としての経済学は成立しうるし、実際にもさまざま
⁽³⁰⁾ な形で成立したことは周知の事実」なのである。なぜ、スミスのみが『国富論』
という名で結実する壮大な体系を持つ経済学を生み出せたかという、プレ経済学からの脱却という問題設定を考えたとき、自然法学の歴史的コンテキストから
のみから、答えられるものであろうか。つまりは、田中正司氏が法学からの
経済学の独立を問う際の死活の大問題とする、「スミスの生きていた当時のス
コットランド啓蒙の思想家達とのかかわりを問うことなしに、スミスにおける
⁽³¹⁾ 経済学の生誕を17世紀以来の自然法学の系譜だけでとらえることができるか」
という問いかけに答えなければならないのである。

この問い合わせは、スミスの内的思想形成そのものではなく、その内的思想形成を生み出す原因を探求することから答えなければならない。つまり、スコットランドに自然法学が導入されるに至った原因と、スミスだけがそこから脱出することができた原因についての考察である。

2-5) コンテキスト類型II. 「シヴィック・ヒューマニズム」類型の研究

(30) 田中正司「最近のアダム・スミス研究と経済学の成立問題：新村聰著『経済学の成立——アダム・スミスと近代自然法学』をめぐって——」、『経済学会雑誌』、岡山大学経済学会、27(3)、1996年、246ページ。

(31) 同上、245ページ。

「経済学の生誕」は、スミスの道徳哲学体系の内部において、「正義の原則」と「便宜の原則」の相互関係の明確化がどのようにして発生したかという問い合わせるものであった。この相互関係の認識を、スミスに突きつけられた課題に対する回答に求めるのがコンテキスト的研究の特徴であった。

スミスが回答しなければならない課題は、次の2つの方向から認識することができる。第1は、18世紀スコットランドに生じた政治・経済的事件である。そして、第2は、それらの政治・経済学的事件に、18世紀スコットランドに生きた思想家たちがどう答えたかである。ただし、これらから明らかにされるべき課題の解明そのものについても、膨大かつ複雑なものである。なぜならば、ある思想家の意見の表明はほかの思想家の著述を受けてのものであり、往々にして論争や往復書簡という形態で、その思想家の意見の表明は別の思想家の見解に影響を与えるからである。また、18世紀スコットランドに生じた政治・経済学的事件に対して、18世紀スコットランドに生きた思想家たちは影響力を持ちえたのである。

いうならば、ミクロ的主体としてのある思想家の思想体系の形成は、他のミクロ的主体として存在する別の思想家の思想体系の形成と相互依存関係にある。そして相互依存関係により決定された個々の思想家の思想体系は、マクロとしての政治・経済学的事件の進展に影響を与える。また、マクロとして発生する政治・経済学的現象は、個々のミクロ的主体の思想形成に影響を与える。そして、当然に、ミクロ・マクロの事象の進展は、時間をともなった現象である。コンテキスト的研究においては、このミクロ・マクロの事象の進展に、「経済学の生誕」の現象を埋め込むことにより、「経済学の生誕」問題を解こうとするのである。

ただし、コンテキスト的研究は、埋め込むべきミクロ・マクロの事象の進展そのものの曖昧さという問題を抱えている。そのマクロ的事象の進行を「スコットランド啓蒙」と名づけるとして、その「スコットランド啓蒙」自体がいまだ解明途上の概念というべきものだからである。むしろ、「スコットランド啓蒙」

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……を解明する手段として、「経済学の生誕」問題が利用されるといえよう。これは、コンテキスト的研究の方法論がミクロ主体の相互依存的な思想形成である以上、当然のことである。水田洋氏が、相対化を嘆き、視野が拡散するというのも当然であろう。

そして、コンテキスト的研究においては、その方法論的特性からあまりにも考慮に入れなければならない事象が多すぎるので、計算量の爆発に近い事象が存在するといえる。これを回避するために、見るべき現象を絞らなければならぬ。そこで利用されるのが、アリストテレスの「人間は本性上市民社会的なものにできている」という認識に発し、マキャベリによって称揚された古代共和制の徳性の伝統たるシヴィック・ヒューマニズムの概念である。つまり、「ポーコックのいわゆる ‘civic humanism’ ないし ‘civic humanist paradigm’ のスコットランド啓蒙の思想的特質と重さを從来にも増して明確化せんとの試み」の中にアダム・スミスを置くのが、「シヴィック・ヒューマニズム」類型の研究の特色なのである。そして、この類型の研究では、「経済学の生誕」とは、「civic humanist paradigm を揚棄する新しいパラダイム、すなわち political economy はとりわけこのスコットランド啓蒙の Hume→(Steuart)→Smith の線上に結実する」ものとして認識される。

シヴィック・ヒューマニズムの中心にあるのは、「古典共和主義は、人間(homo)は本性上市民であり、市民的生活(vivere civile)をおくるとき最も完全に人間であるという断言を伴っている」という認識である。このシヴィック・ヒューマニズムの概念は、商業社会の発展と徳性の腐敗という認識と組み合わ

(32) アリストテレス著、高田三郎訳、『ニコマコス倫理学(上)』岩波書店、1971年、31ページ。

(33) 田中秀夫、「ポーコック思想史学とスコットランド啓蒙(上)」『甲南経済学論集』25(2)、1984年、156ページ。

(34) 同上、157ページ。

(35) J.G.A.ポーコック、田中秀夫訳「徳、権利、作法」『徳・商業・歴史』、第2章、みすず書房、1993年、73-74ページ。

さることにより、非常に有意義なものとなる。

18世紀に生きたシヴィック・ヒューマニズムの称揚者は、ギリシャやローマの古典的市民社会への憧憬と、それにともなう、市民たるもの古代市民社会的徳性を保持すべきだという規範意識を持っているといえる。そして、シヴィック・ヒューマニストたちにとって、商業社会の発展はこのような古典的市民社会の徳性を破壊するものとして映った。「商業的な諸国民にみられる武勇の徳の衰退と私的利己心への没頭」⁽³⁶⁾が嘆かれていたのである。これを防ぐには、現在の商業社会の発展によって破壊された徳性を回復するための処方箋を組まなければならない。そのために、失われた古代市民的徳性の復活と、市民の国制への参与のあり方が問われることになる。

シヴィック派の研究は、『国富論』誕生の背景に、克服すべき課題としてのシヴィック・ヒューマニズム概念を重視するのである。したがって、シヴィック派の研究では、商業社会の進展がもたらす徳性の破壊と、徳性の回復を果たすべき国家論に対するスミスの認識変化が注目されることになる。つまり、『法學講義』や『国富論』の国制論、国家論の部分にもっとも注目が向けられるのである。ここに「シヴィック・ヒューマニズム」類型の独自性が存在する。

そして、「シヴィック・ヒューマニズム」類型の研究は、商業社会と国家のあり方を問うがゆえに、商業社会における自然の法と反する重商主義的政策への批判という形で「経済学の生誕」を見る「経済学の成立」類型の研究とリンクする。また、国家論を重視するがゆえに、AノートとBノートの構成順序の逆転を重視する「経済学の独立」類型の研究とリンクする。

ただし、シヴィック類型の研究は、皮肉なことに、その立脚点が経済学的ではないがゆえに、多様すぎて分散したスミス像に一役を買っているのであり、「視野の拡大が焦点の拡散を引起しているのではないかとさえ思われる」⁽³⁷⁾ので

(36) Hont, I. And Ignatieff, M. (ed.), *op. cit.* p. 6, 邦訳, 8 ページ。

(37) 水田洋, レヴューアーアティクル: スミス研究からの相対的離脱の試み: —— 田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』『経済評論』日本評論社, 41(6), 1992

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……ある。『国富論』第4編冒頭で言及されている政治家と立法者とは何かに注目した『立法者の科学論』、また、第5編に注目をした『アダム・スミスの政治学』という「シヴィック・ヒューマニズム」類型の研究により生み出されたスミス像が、自由放任主義者としてのスミス像の対抗言説の背後に存在するのである。これは、現在の新しいアダム・スミス問題が、「経済的自由主義に対する批判を背景とする、共和主義と自由主義とのシンボル争奪戦⁽³⁸⁾」という側面を持つ以上、当然といえば当然の帰結である。

筆者は、「経済学の成立」、「経済学の独立」、「自然法学の伝統」、「シヴィック・ヒューマニズム」派の4類型それぞれが、それぞれのみの研究では説明されていない事象を説明するために、他の研究を必要とすることを示してきたつもりである。そして、それらの研究は間違いなく、いくつかのキーワードでリンクする。キーワードのリンクは、それぞれの派が別々のアプローチであろうとも同一事象に対する言及であることを示すものといえよう。ならば、多様な視点から見たスミス像を結合させることにより、正義の原則と便宜の原則の相互関係の明確化がはかれるはずである。

ところが、それがいまだになされていない。従来研究は、スミス像の焦点をあわせるために重要な概念を何か見過ごしているのではなかろうか。筆者はこの概念の欠如を、既存研究が基本的に経済学部出身者による経済学的道具を用いた研究であることに求める。スミスの『国富論』の生誕の地である『法学講義』のpolice論が法に関するものである以上、経済学は貧弱な分析ツールしか提供しない。

われわれは、根本的にアプローチを変える必要がないだろうか。

年、99ページ。

(38) 井上匡子「アダム・スミス同感判断論における相互性の構造と自然法学(1)」北大法学論集、47(1)、163ページ。

第3節 講義ノートとしての視点

最初に発見されたスミスの講義内容を示したノートは、「法学 (Jurisprudence)」と題されたノートに記録されていたのであった。従来研究でこのノートの価値が占める役割は、第1節においてすでに述べた。つまり、『国富論』の出身母体であるということと、「幻の法学体系」を知るための唯一の手がかりということである。筆者は、これとは別のアプローチを本節でとることにする。すなわち、『法学講義』は、スミスの講義を学生がとったノートであるという事実からの接近である。

従来、この事実は、「幻の法学体系」を明らかにするための足かせとして、苦々しく受け入れられてきたものであった。筆者は、これを積極的に受け容れたい。『法学講義』が、法に関する講義であるという性格から証明できる事柄もあるはずだ。

そのため、本節を、教師としてのアダム・スミスはいかなる人間であったかという点の検討から始めたい。

3-1) 教師としてのアダム・スミス像から見える疑問

1759年4月4日、かのサー・ウィリアム・ペティの末裔であるペティ・フィットモ里斯は、家族に向けて次のような内容の手紙を送った。すなわち、『法の体系とは何か、それはどんな部分からなり、それらの部分はどのように整序されるべきか』を教えてくれる市民法の授業に出席する予定⁽³⁹⁾という内容の手紙である。そして、この授業の教授は、誰であろうアダム・スミスである。つまり、この証言は、スミスの講義を受講するにあたって、学生たちが何を期待したかを今日に伝えるものである。1759年は、『道徳感情論』の出版の年であり、その年から大幅に講義内容が変化した年であるといわれている。つまり、変革

(39) Ross, *op. cit.* p. 134, 邦訳, 151ページ。引用内の二重鍵括弧は、ペティ・フィットモ里斯が、1759年4月4日付けの手紙で語っている言葉。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
後の講義を記録したAノートで語られている内容に近い講義内容がおこなわれると期待していたと、推測してよいだろう。

さて、ここで筆者は、一つの問題設定をおこないたい。

いったいいいかなる理由で、法学に関する講義を期待して受講する学生たちに向かって、スミスは経済学的な内容に集中した police 論を講義したのであろうか。スミスには、経済学的議論を集中した police 論を排除して、法学的な部門のみを講義するという選択肢が存在したはずである。あるいは、法学的部門を排除して、経済学的部門のみを講義する選択肢も存在したはずである。修辞学の講義において、大胆に授業内容を変更させたスミス像からは、完全にありえない選択肢とは思えない。

経済的議論の集中が完了した後も、police 論が法学とともに教えられたということは、両者が深い相関関係にあることを示唆している。ミラーの表現を借りれば、正義の原則と便宜の原則の相関関係である。そして便宜の原則に関わる議論が講義され続けてきた理由を、「経済学の成立」類型の研究では、重商主義的立法政策を批判に求めた。スミスの経済学的認識の深まりが重商主義批判を通してとする結論からは、当然のことといえるかもしれない。もし、重商主義的な経済政策を批判するために経済政策論批判として police 論を講義したとして、それが正しいのならば、それは、スミスは教壇の上から政治を語るタイプの人間であったことをも意味する。これは、アダム・スミスの政治観のみならず人物像にも関わる問題である。

はたして、スミスは教壇の上から、政治を語るタイプの人間であったのであろうか。また、スミスが教壇の上から政治を語ったとして、当時の学生たちは、金を払ってまで聞く価値があると思っただろうか。「道徳哲学のクラスでは80人から90人の授業料を支払う学生がおり私的なクラスには多分20人の学生がいた」⁽⁴⁰⁾のであり、スミスの講義は大変人気のあった授業なのである。

ところで、スミスは『国富論』第5編において、「もし教師がたまたま良識あ

(40) *Ibid.* p. 116, 邦訳, 129ページ。

る人であれば、学生たちに講義をしているときに、自分が無意味あるいはほとんど無意味なことを話したり読んだりしていると意識するのは、不愉快に違いない。あるいは出席しても明らかな無視、軽蔑、侮蔑の色を示しているのをみるのも、不愉快に違いない」と述べている。また、「若者の大部分はきわめて寛大であって、教師の指導を無視したり軽蔑したりする気持ちをもつどころか、教師が何か彼らの役に立ちたいというまじめな意向を示すかぎり、彼の任務の遂行上おおくの誤りがあってもそれを許し、ときには、はなはだしい怠慢を世間から隠そうとさえする気になるのがふつうである」とも述べている。⁽⁴¹⁾

これらの表現の背後には、スミスの実体験があると考えるのが当然だろう。また、スミスを慕う学生に関するエピソードは、伝記的研究においても散見される。これらから、スミスはまじめな教師としてグラスゴウ大学の教授時代を過ごしたに違いないと推測できる。

そして、つごう、13年に亘りスミスは、学生が法学に関して語ってくれるものと期待して受講するような授業を続けていたのであった。スミスは、教師を続けることの効用に関して、やはり、『国富論』第5編で、「学問のある特定分野を毎年教える必要を誰かに課することは、実際、その人自身にその分野を完全に修得させるもっとも効果的な方法である」と述べており、さらに、「その人をしっかりととした学問と知識の持ち主にする可能性が最も大きいのは、おそらく、教師であることだろう」とまで述べている。⁽⁴²⁾

ならば、スミスは、経済学的な議論についての認識だけではなく、法学に関する議論についても認識が発展したはずである。そして、この法学に関する認識の発展を従来研究においては、自然法学からの脱皮としてとらえてきたのであった。

(41) *WN*, p. 763, 邦訳, 第4分冊, 20ページ。

(42) *Ibid.* p. 764, 邦訳, 第4分冊, 22ページ。

(43) *Ibid.* p. 812, 邦訳, 第4分冊, 108ページ。

(44) *Ibid.* p. 812, 邦訳, 第4分冊, 108ページ。

筆者は，逆の方向性からの疑問を提出したい。

なぜ，スミスは法学的認識を発展させていったのにも拘わらず，財産権に関する議論がハチスンの私法論の註解としての性格から脱却できなかったのであろうか。ハチスンの註解とされるAノートの講義がおこなわれたのは1762－3年であり，前任者であるクレイギーの急病により，急速，自然法学と政治学を教える必要があった1751年から10年以上たっているのである。その財産権の主⁽⁴⁵⁾題における「両者で取り上げられている主題や事例の共通性」のひきずりを，ただ，敬愛するハチスン先生の一言で片付けてよいものだろうか。はじめな教師であるスミスは，なぜ，いつまでも，細かい事例において，ハチスンにとどまり続けたのだろうか。

3-2) 学生にとってのローマ法の価値

スミスの法学に関する講義は道徳哲学講座の公式なクラスであったから，先に挙げた伝記の記述に従えば，80から90人の受講生がいた。さて，その受講生の中には法律家を志した，あるいは，法律家の家系に属する学生が多数存在したと考えることができる。以下に，その根拠を示そう。

ロスの『アダム・スミス伝』に挙げられている法律家となった，あるいは，法律家の家系に属していたとして描かれている人物を箇条的に挙げると，サコスのアイレイ・キンブル，カレイ卿ロバート，ジェイムズ・ボズウェル，カードロス卿ジェームズ・ステュアート・アースキン。そして，ジョン・ミラー。ここで挙げたのはわずか5名であるが，これらはすべて歴史に名を残すまで榮達をおこなえた人物であることを忘れてはならない。

スミスは『国富論』で，法律家の成功者数について，こう述べている。「彼を法律の勉強に出すとしよう。彼がその業務で生活できるほど熟達するかどうかは，せいぜい20対1である」と述べている。もし，20対1という数字が当時の

(45) 田中正司，2003a, 222ページ。

(46) WN, pp. 122-3, 邦訳, 第1分冊, 187ページ。

法律家の成功の比率に近いとすれば、スミスの『法学講義』を受講した法律家志望の学生は非常に多いといえよう。なぜならば、この4人というのは、20対1という非常に低い富くじのあたりくじをひいた中でも特に名を残した人間であり、伝記作家がわざわざ記述する価値があるとみなした学生たちだからである。スミスの受講者に占める法律家志望の学生たちの数を考えるには、法律家になれたものの歴史に名を残すほどの成功を収められなかつた者と、また、法律家にすらなれなかつた者たちの存在を考慮に入れなければならないのである。したがつて、毎年の受講生に占める法律家志望の学生数は、無視できないものと推測できる。

そして、法律家志望の学生は、ローマ法を学ぶ必要性が存在した。なぜならば、スコットランドは大陸法系、すなわち、ローマ法系の法体系を持つ国家だからである。

わが国において軽視されてきたことだが、スコットランド法はイングランド法とは異なる独自の法体系である。⁽⁴⁷⁾スコットランド法は、国家によって編纂された法典を持たないために、コモン・ローという呼称があたえられている。だが、それは、イングランドにおけるいわゆるコモン・ローと同一の名称を与えられるものと同じにとらえてはならない。イングランドのコモン・ローの中心にあるのは、イングランドの裁判所の判例を集積したものである。一方の、スコットランドのコモン・ローの中心にあるのは、Institutional writingsと呼ばれる権威ある法律家の教科書的な著作である。

このInstitutional writingsの最初のものは、ステア一卿の『法学提要』であり、この著作はユスティニアヌスの『法学提要』にかなりの程度依拠しているのである。無論、ステアーは、古代のローマ法をそっくりそのまま移植したわ

(47) 「わが国の参考文献の中には、イギリス法とスコットランド法を明確に区別し、あるいは紹介する文献はまことに少なく、U.K.より文献を取り寄せてその違いを確かめる程度で、イギリス法はスコットランド法と同じである、あるいは、含めて解釈されている場合さえあるように思える。」(大槻敏江、「スコットランド法序説に関する一考察」『中央学院大学商経論叢』9(3), 1995年, 79ページ。)

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
けではない。スコットランドにおいて実施されていた法をローマ法に沿って再
解釈し、体系化したのである。これは、特に財産関係に関する法がローマ法に
依拠していたことを考えれば、ステアーがローマ法に依拠したのは、当然のこ
とと納得できるはずである。

というのは、ステアーが『提要』でスコットランド法の体系化を試みた時点
で、スコットランドは2度のローマ法の影響を受けていたからである。すなわ
ち、1度目は、15世紀までの、教会の手で主としてもたらされてきたローマ・
カノン法の斬新的な攝取である。そして、2度目は、17世紀以来の大陸で、ロ
ーマ法を学んだ後に上級弁護士になった者たちによる、斬新的な導入である。
ここで、本稿における上級弁護士はスコットランドの法制度で法廷弁護士をあ
らわす Advocate の訳語であり、イングランドの法制度である Barrister の訳
語ではないことを明記しておく。

さて、2度目のローマ法の導入は、上級弁護士会が1610年に定めた上級弁護
士になるために定めた、大学において哲学の課程を経た後に、二年間以上法律
学の学生として過ごさなければならないという規則により促進されたものであ
⁽⁴⁸⁾る。この結果、17世紀でフランスやオランダで流行した、古代ローマの法を直
接参照すべしという人文主義法学の影響下におかれたスコットランドの法律家
志望の学生にとって、道徳哲学の授業とは後の法律学を学ぶための前手段とい
う位置づけになろう。この位置づけは、18世紀に入っても変更されていない。

1707年の合邦を経ても、スコットランドの法体系に変更は加えられなかった。
1707年の合邦は、法・宗教・教育の独立を条件とした合邦なのであった。もち
ろん、ウェスト・ミュンスターの議会がおこなった議決はスコットランドに対
しても有効であるという条件が付随していたが、21世紀にいたる今日まで、ウ

(48) 「1610年には Advocate となるために哲学の課程を終え二年以上法律学の学
生として大学で過ごすことが資格要件とされたが、ここでいう大学とは実際上大陸
の大学を意味した。1575年から、1800年までの間にライデン大学だけで約700名のス
コットランドの学生が法学部に入学した。」(齊藤彰「スコットランド法：Mixed
Law がもたらす豊かさと混迷」『比較法研究』比較法学会、1998年、93-94ページ。)

エスト・ミュンスターの議会は民法典を公布していない。つまり、スコットランドの法体系は今日にいたるまで、大陸法系の伝統を引き継いでいるのである。

無論、スコットランドの法体系は、ローマ法にいつまでも依拠していたものではない。ステアーの『提要』が公刊されて以来、法実務に関してはローマ法の重要性は減少していき、直接に法源として利用される頻度は下がっていった。だが、上級弁護士試験におけるローマ法の比重の低下は見られない。

18世紀には、上級弁護士会はスコットランド法による試験の合格によって上級弁護士の資格を取得することを認めたのだが、その試験を受けるためにはローマ法による試験の倍の費用を上級弁護士会に納めなければならなかった。つまり、スコットランドの上級弁護士会は、上級弁護士資格を、スコットランド法ではなくローマ法による試験で取得することを望んでいたのである。⁽⁴⁹⁾

以上をまとめると、次のようにいえよう。『法学講義』の受講生には、かなりの割合の、法律家志望の学生が存在した。また、法律家志望の学生は、ローマ法を学ぶ必要性があった。学生の要望にこたえようと試みるまじめな教師ならば、ローマ法の理解に役立つ講義内容にしようとするだろう。そして、スミスはまじめな教師である。

つまり、スミスは積極的にローマ法に関する講義をおこなおうと試みたはずである。

そして、そう考えると、スミスは法学的認識を発展させていったのにも拘わらず、財産権に関する議論がハチスンの私法論の註解としての性格から脱却できなかつたのであろうかと、前項で筆者が掲げた疑問に対する答えが見えてくる。ハチスンを敬愛していたからというだけの理由で、ハチスンから離れなかつたのではない。

スミスの『法学講義』がハチスンの註解という性質を帶びていたのは、ハチスンとスミスがともにローマ法に依拠していたからと解釈できるのである。こ

(49) 平松絢、角田猛之、J.W.ケアンズ、高田普久男「近代スコットランド法の形成とローマ法」『法制史研究』法制史学会、109ページ、参照。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
これは、近代自然法学がローマ法の末裔であるという法制史的事実を考えたとき、
明らかである。

3-3) ローマ法の末裔としての近代自然法学

スミスの『法学講義』が、近代自然法学の系譜を意識していたことは確かである。だが、経済学者の手による研究では、この近代自然法学の系譜を、17世紀ごろより始まる近代啓蒙の系譜としてしかとらえていない。近代自然法学が古代ローマ法学の子孫であることは、無視されており、よくいっても軽視されている。筆者は、近代自然法学が、ローマ法の系譜としてとらえられることを重視する。

さて、グロティウスより始まる近代自然法学の啓蒙性は、理性に基づいて法の内容を検討することにあった。ただし、グロティウスは、抽象的に演繹した法の内容を検討していたわけではなかった。このことは、グロティウスが立ち向かおうとした問題と関係がある。

16世紀以前の法学者は、基本的に、教会法とローマ法の両法を収めた両法学者であった。そして、いわゆるルネサンスの発生は、この両法に試練を与えることになったのである。

教会法学は、非カトリック圏の誕生により、非カトリック教徒をも教会法の適用範囲の視界に入れなければならなくなつた。教皇書簡等をも含めた広義の教会法は、カトリック教会の権威を認めていた人間にとっては、従うべき法規範としての地位を占める。しかし、大航海時代の到来は、新大陸という非ヨーロッパへと世界を拡大させ、それゆえに非カトリックである世界を包括するようになってしまった。また、宗教改革の発生は、ヨーロッパ世界においても、非カトリック教徒を誕生させた。はたして、いかなる理由で、非カトリック教徒が教会法に従わなければならないのだろうか。

そして、両法のもう一翼を担っているローマ法学は、古代社会への憧憬を抱く人文主義者たちにより攻撃を受けていた。古代社会に対する歴史学的興味か

らおこなわれた人文主義法学者たちの文献研究により、古典期のローマ法学の内容を明らかにしていると考えられたユスティニアヌスの『学説彙纂』の内容が、その編纂者たちによって改竄されていることが明らかになったのである。この改竄の発見はローマ法の法源としての地位の適切性に深刻な疑念を投げかけることになった。

グロティウスの目的は、教会法とローマ法の権威失墜により失われた全ヨーロッパに適応可能な法体系を、復活させることであったといってよいだろう。そのために、グロティウスは、一方では神の摂理に由来する教会法を、もう一方では、「書かれた理性」たるユスティニアヌス法典を検討するための基準として、理性を用いたのであった。

このような寄り道をおこなったのは、グロティウスが『戦争と平和の法』の素材として、「書かれた理性」たるユスティニアヌス法典を、理性による再検討によって、権理の体系として構築しようとしたことを強調するためである。つまり、当然の事実であるが、近代自然法学の基礎には、ローマ法が存在しているのである。

無論、グロティウスは理性で持って法を再構成しようとしたのであるから、ローマ法を全て受け入れたのではない。「約束は守られるべし」という、契約論の形式主義から意思主義への転換は有名である。ただし、財産の分類については、ローマ法に従ったのである。

財産権の分類がローマ法の分類に従ったことについては、グロティウスの次に挙げられるプーフェンドルフもそうである。ローマ法を継承した国家の近代自然法学者と呼ばれる人間の法学的考察は、基本的に、ローマ法の叙述にもとづいているのである。

ユスティニアヌス法典という、同一の法素材を取り扱ったのであるから、スマスの議論とハチソンの議論が似るのは当然であり、個々の素材において異なる方がおかしいのである。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

3-4) ローマ法の末裔としての『法学講義』

『法学講義』の財産権の体系はローマ法にもとづいていることを、法制史的見地から指摘した。これは、Aノートにおいておこなわれていたラテン語での財産権の分類から見ても明らかである。そして、Aノートでは、スミスはユスティニアヌスの『法学提要』を講義のための主要な材料としていた。このことは、グラスゴウ版において編者のスタインがおこなった法文参照の一覧を参照すれば、一致の多さから、ただちに、了解できるだろう。そして、大陸旅行によって中断された、最後の授業においてもBノートにおいても、『法学提要』に相当に依拠していたようである。このことは、『法学講義』とユスティニアヌスの『法学提要』の添付に関する主要な争点とする議論を読み比べてみるとより、理解できる。

まず、『法学講義』Bノートより抜粋しよう。

添付に関する主要な争点は、どういえばあいに主物が私のものになり追加物が他人のものになるのかということ、あるいは両者が混合されているときに、全体は誰のものになるのかということである。法律の原理は、誰も他人の損失によって利得するべきではない、ということである。ある人があやまって私の土地に家を建てたとすれば、その材料はかれのものであるにしても、私がその家を自分のものとするか、自分の損失を保証してもらうかすることは、まったく当をえている。⁽⁵⁰⁾

ここで、いったんBノートからの引用を停止し、『法学提要』より引用しよう。

逆に、もし誰かが他人の土地に自分の材料で家を建てた場合には、家は土地の所有者となる。この場合、材料の所有者は材料の所有権を失う。と

(50) *LJ(B)*, p. 461, 邦訳, 192ページ (傍点部, 引用者)。

いうのも、この人は自分の意思で材料を譲渡したと考えられるからである。もし、自分が他人の土地で建築していることを知らなかったわけではないばあいは、明らかにそうである。それゆえ、たとえ家が破壊されてしまった材料の返還を請求することはできない。次のことは確かである。すなわち、もし建築者が〔その土地を〕占有しており、土地の所有者が家は自分のものだと訴えたなら、土地所有者が材料の価格と建築労働者の労賃を支払わなければ、土地所有者は悪意の抗弁によって訴えを退けられる。もし建築者が善意の占有者であったときは明らかにそうである。そもそも土地が他人のものであることを知っていた人には過失が帰せられ得る。すなわち、他人のものだと分かっていた土地に無思慮にも建築した、という過失である。⁽⁵¹⁾

両者の議論のトピックスが、過失による他人の土地へのある種不可逆的な侵害と、侵害回復の訴えに対する判断基準の提示という形で一致しているということが見て取れるだろう。

そして、再び、Bノートより、先ほどの引用文の続きの文を引用しよう。

一般に添付物は主物に従うのであって、若干のばあいには、加工技術が材料より効果であって実体が形相にしたがうことがあつても、一般にはそういうのである。しかしながら法律家たちは、彼らの一般的で確立された原理に直接対立することをこのまなかつたので、添付物が新しいものになったとき、すなわち新しい形態と新しい名称を与えられたばあいに、主物

(51) I. 2.1.30 (傍点部、引用者)。以降『法学提要』からの引用は、津野義堂、古田裕清、石田雄一他訳、「翻訳、私たちの主、永遠の尊厳者であるユースティーニアーヌスの法学提要または法学入門〔含 ラテン語原文〕」『比較法雑誌』、37(3)~39(4)、2003~6年からの引用である。略号Iが『法学提要』を示し、数字は順に、巻数、章数、項数を示す。例として、ここでの引用文は、『法学提要』第2巻第1章第30項である。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
を添付物の所有者に与えることによって、原理に触れることを回避した。⁽⁵²⁾

また、『法学提要』の次の法文も引用してみよう。

もし、誰かが他人物の材料から別種の物を作ったなら、自然の理によると、製作者あるいは材料の所有者だった人か、どちらが所有物になるのかということがいつも問題になる。たとえば、誰かが他人の葡萄やオリーブや穂をワインや油や穀粒にしたり、あるいは、他人の金や銀や銅から食器を作った場合、あるいは、誰かが他人のワインと蜂蜜を混ぜて蜜入りワインにした場合、あるいは誰かが他人の薬から傷薬や目薬を調合したり、他人の羊毛から衣服を作ったり、あるいは他人の板から船や戸棚や長椅子を製造した場合である。サビーヌス学派とプロクルス学派との激しい論争のあとで、あいだを取った判断に落ち着いた。それによれば、もし製品を材料に戻すことができるなら、材料の所有者がその所有者として認められる。もし、材料に戻すことができないなら、むしろ材料を加工した人が所有者とみなされる。たとえば、鋳造された容器は銅や銀や金の塊に戻すことができる。それに対して、ワインや油、穀粒は葡萄やオリーブや穂に戻すことができない。⁽⁵³⁾

この場合も、加工物の付加逆性による所有権者の決定という形で、議論のトピックスが一致していることが見て取れるだろう。この一致を、偶然の産物に帰することは、合理的ではない。

なぜならば、一般的に、ローマ法を継受するということは、裁判の判決を下す際に、『学説彙纂』から抽象的に抽出された権利・義務を判断基準にするか、『法学提要』から演繹される権利・義務を判断するかの区別はあるが、ユステ

(52) *LJ(B)*, p. 461, 邦訳, 192-193ページ (傍点部, 引用者)。

(53) I. 2.1.15 (傍点部, 引用者)。

イニニアヌ法典の内容を判断基準にすることを意味するからである。そして、スコットランドにおける権利体系は、「ステナーの『提要』が相当に依拠したローマ法をモデルとして、法体系が構築された」⁽⁵⁴⁾のであり、その権利体系はユスティニアヌの『法学提要』のそれである。

そして、そのような法体系を学ぶ必要がある法律家志望の学生が受講する講義において、その権利内容がローマ法でないような講義をスミスがおこなったとすれば、学生は真剣に受講するだろうか。だから、スミスの『法学講義』の所有権の分類がユスティニアヌ法典にもとづいているのは、偶然の一致ではないと結論づけてよいだろう。スミスは、意図的に、ユスティニアヌ法典との整合性を探ろうとしたのである。

第4節 四段階論の再解釈

前節では、『法学講義』が法に関する講義であるという当たり前の事実から接近しようと試みた。スミスの講義を受講しようとする学生はローマ法に関する知識を必要としており、また、まじめな教師たろうとしていたスミスはその要望に応じたはずである。したがって、スミスの『法学講義』の財産体系を積極的にローマ法に依拠させたと思われる所以であった。

一般的に言って、経済学者がおこなった従来研究においては、この事実は軽

(54) ステナー・ソサエティ編、戒能道厚、平松紘、角田猛之訳、『スコットランド法史』（名古屋大学出版会、1990）、110ページ。

(55) もし、スミスがまったく自己の演繹的な解釈からなる法体系を押し付けたのならば、註釈学派と人文主義法学派で交わされた、次のエピソードに近い非難が、スミスに発生したのではなかろうか。「フランスの人文主義学派に対抗して、バルトルス派の方法を強く擁護した。ジュンティーリの議論は実践的な考慮に基づいていた。ローマ法教育の目的は、学生たちを現代社会の実務に備えさせることである。ジュンティーリは『対話』第4編でこう問いかけた。人文主義の法学教授たちは、学生が卒業後どこに行くと思っているのか。プラトンの国家か、それともユートピアか。」（P.スタイン、屋敷二郎監訳、『ローマ法とヨーロッパ』、ミネルヴァ書房、2003、112ページ。）

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
視されていなかっただろうか。ローマ法の影響は、ただ一言、二言、言及され
て終わる問題に過ぎなかつたのではないだろうか。筆者の解釈では、スミスは、
積極的にローマ法を語ろうとしたのであり、「幻の法学体系」考察の際には、こ
のローマ法の影響を無視することはできない。

筆者は、この事実を重視すると法学と経済学の結節点たる四段階論の最終段
階である商業段階に対して、まったく異なる見方ができると主張する。これを、
本節において示そうと思う。

4-1) 商業段階の定義について

法学講義、私法論、対物権論の先占論における、「社会の四段階は、狩猟、牧
⁽⁵⁶⁾畜、農耕、商業である」というアダム・スミスの四段階論は、『国富論』成立の
母胎としてBノートをみると、重要視されるものである。その理由は、公法
論と私法論における歴史的説明においても、この四段階論での分類が使われて
いるからであった。

Bノート公法論において、「我々は次に、社会の最初の二つの時期における諸
国民について、若干の考察をしよう。これらはすなわち、狩猟民と牧畜民であ
⁽⁵⁷⁾る」としている。そして、その後に、ヨーロッパ史が具体的に述べられている。
police 論においては、「商業の製造業の確立は、この独立性をもたらすものであ
って、犯罪を阻止するための最善の生活行政である」とし、商業社会の成立後
⁽⁵⁸⁾の事情について述べている。また、「商業的精神が国民の統治、気質、マナーに
与える影響とその適当な矯正策」についても述べている。以上のことから、た
⁽⁵⁹⁾しかに、police 論は、商業段階の立法論についても述べられていると解釈する

(56) *LJ(B)*, p. 459, 邦訳, 187ページ。

(57) *Ibid.* p. 407, 邦訳, 47ページ。

(58) *Ibid.* pp. 486-7, 邦訳, 263ページ。

(59) 「こうしたケイムズの限界を突破して、社会科学的な法の歴史的現状批判を行
うことが『法学講義』と『国富論』におけるスミスの主題であったのであるが、」田中
正司, 2003a, 293ページ。

ことは問題ないように思える。

さて、デュゴルト・ステュアートによれば、スミスの歴史認識に対する方法論は、「理論的あるいは推測的歴史 (Theoretical or Conjectural History)⁽⁶⁰⁾」と評する方法にもとづいていた。

直接の証拠がこのように欠如しているので、われわれは推測によって事実の穴埋めをしなければならない。そして、われわれは、人々が個々の機会に現実にどのように行動したかを格言できない場合、人々の本性の諸原理や彼らの外的立場の状況から推して、彼らがどんなやり方で处置してきたかを考察するほかはない。このような探求に際して、紀行や旅行がわれわれに提供する断続的な諸事実もしばしばわれわれの支弁のための道標として役立つことがある。そして、時としてはア・プリオーリなわれわれの結論が、皮相な見地からすれば疑わしいか、あるいは信じえないよう見えた諸事実の信憑性を確証する傾向を持ちうる。

人間的事象についてのこのような理論的見地は単に好奇心の満足に役立つだけではない。人類の歴史を検討するに際しても、物質界の現象の調査に当たってと同様に、われわれが、一出来事の出生された経過を跡付けることができないとき、それが自然的諸原因によってどのように出生された可能性があるかを示すことはしばしば重要である。⁽⁶¹⁾

「推測的歴史」というステュアートのこの表現は、スミスの全道德哲学大系の統一的把握を目標とする類の従来研究において、重要視されてきた。たしかに、スミスの諸著作には、歴史的分析がいたるところでおこなわれている。

第1節で引用したミラー証言において、「この問題に関して、彼はモンテスキューから暗示を受けたらしいプランにしたがって、公私法学の序々の進歩を、

(60) Stewart, D. op. sit. p. 450, 邦訳, 38ページ。

(61) *ibid.* pp. 449-50, 邦訳, 37-38ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
もっとも粗野な時代からもっとも洗練された時代に至るまで、跡づけようとし、
また生計と財産蓄積に役立つ諸技術が、法と統治においてそれに応じた改善と
変化をもたらすという、効果を指摘しようとした」という言及がある。つまり、
ミラーは、生産形態の変化にともなう所有形態の変化をスミスは説明しようと
していたのであると証言しているのである。

また、ステュアートは、先史時代について「直接の証拠がこのように欠如し
ているので、われわれは推測によって事実の穴埋めをしなければならない」と
している。つまり、「人々が個々の機会に現実にどのように行動したかを確言で
きない場合、人々の本性の諸原理や彼らの外的立場の状況から推して、彼らが
どんなやり方で処置してきたかを考察するほかはない」のであった。

これらの引用文が間接的な証拠となり、四段階論の第1段階たる狩猟時代に
適応される自然法の内容を、スミスが推理に頼ったと考えるのは、当然の流れ
であろう。『法学講義』四段階論は、まさしく、推測的というふざわしい歴史
分析といえるかもしれない。なぜならば、推測的な四段階論の各段階の抽出は、
経済学的・政治学的分析により抽出されたものと認識できるからである。たし
かに、各段階は、狩猟段階、牧畜段階、農耕段階、商業段階といったように、
経済的・生産的な形容詞によって名づけられている。また、各段階における生
産形態に最適化するように、所有権の形態が変化している。ゆえに、従来研究
は、これを「推測的歴史」として見てきた。

この解釈は、四段階論の生産形態論的解釈に適応するために、積極的に受け
容れられてきた。四段階論の最後の段階である商業段階は、所有権の適応範囲
の拡大が説明されていないことも、この解釈と符合する。所有権の法的範囲の
拡大は農耕段階で停止したのは、所有権の拡大ではなく所有権の対象である物
の生産量の拡大をスミスは商業段階の特徴として見ていたと解釈されるからで
ある。

スミスは、商業社会の特徴として誠実と勤勉の徳を挙げている。たしかに、
スミスによれば、誠実と勤勉の徳による生産量の拡大が、商業社会の特徴とし

ている。従来研究ではほとんど例外なく、商業社会は所有権の範囲の拡大ではなく、所有権の対象物そのものの拡大による経済段階であると解釈され、また実際にそのように解釈されてきた。

筆者は、上述した通説的解釈が正しいといえるのか疑問を投げかけたい。商業段階についての筆者の考え方を、次に述べてみたい。それには、四段階論によってスミスが推測しようとしたものについて検討する必要がある。

4-2) 四段階論の再定義の提示

スミスは、歴史的論述に関して、『修辞学・文学講義』において「事実にはふたつのちがった種類があって、ひとつは外的事実で、我々の外で生起する事件からなり、もうひとつは内的事実で、人々の精神のなかに生起する人々の思考、感情、意図である」と述べている。⁽⁶²⁾つまり、スミスは、歴史的論述とは内部的事実と外部的事実の双方を説明しなければならないものとしているのである。

さて、スミスは、『法学講義』Bノートの公法学において、人びとを市民社会に入らせる2つの原理として「権威の原理」と「効用の原理」の2つの原理があると述べている。スミスが挙げている権威の原理とは、「肉体的に優れた力をを持つ人」「富の優越」「年齢と長期の権力保有」「古い家族」の4種である。また、効用の原理として「もっとも富裕でもっとも有力なものから受けた侵害の、償いを受けること」ができ、「より大きな害悪を避ける」こともできる、政治的諸制度によって発生する「⁽⁶³⁾公的な効用」である。

これと歴史的論述に関する方法論とを対応させて考えてみよう。

「権威の原理」と「効用の原理」の2つの原理は、先に挙げたうちの内部的事実を表しているといえる。スミスが『修辞学・文学講義』で語った方法論に

(62) *Lectures on Rhetoric and Belles Lettres*, Edited by J. C. Bryce, 1983, (*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, vol. 5) 以下LRBLと表記する、水田洋、松原慶子訳、『アダム・スミス：修辞学・文学講義』名古屋大学出版会、2004年。i. 152, p. 63, 邦訳、110ページ。

(63) Cf. *LJ(B)*, pp. 401-2, 邦訳、32-34ページ、参照。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
よれば、これらの内部的事実の変化を表すときには、外部的事実が内部的事実に与えた影響について述べられなければならないのであった。従来の解釈は、内部的事実に変化を引き起こす外部的事実として、資本蓄積にともなう生産体制の変化が挙げられてきた。だが、外部的事実である資本蓄積それ自体について述べることは、法の歴史の叙述の目的ではない。説明の対象は、法の変化そのもののはずである。既存研究は、外部的事実である経済現象の推測的変化にひきずられ、法の内容までをも推測的なものとしているように思われる。はたして、本当にそういうのであろうか。

スミスが四段階に適応した権利は、財産権である。そして、第3節において確認したように、スミスの財産権に関する叙述はローマ法にもとづいているのである。ならば、財産権の拡張について述べた四段階論もローマ法の体系にもとづいていると考えるのが自然である。

これを確認するために、ユスティニアヌスの『法学提要』と『法学講義』の両者の比較をおこなってみよう。まず、狩猟時代について、『法学講義』Bノートより、引用しよう。

狩猟民の間での先占について、注意する必要がある最初のことは、その本質は何であり、それが始まるのはいつか、野獸の発見に始まるのか、実際に占有されたのちに始まるのかということである。この項目について、法律家たちは一致していなかった。⁽⁶⁴⁾

いったい、スミスは、いつの時代のどの法律家たちが一致していなかったと述べようとしたのだろうか。スミスの同時代人であろうか。あるいは、近代の自然法学者たちであろうか。もちろん、完全には、その可能性は捨て去れない。だが、筆者は、そうではないと考える。この考えは、次に引用するユスティニ

(64) *Ibid.* p. 459, 邦訳, 189ページ(傍点部, 引用者)。

アヌス法典の法文より明らかであろう。

野生の獸，鳥，魚，つまり地上や海や空中にいるすべての生き物は，誰かに捕獲されたと同時に，万民法にしたがって即時にその人のものになる。なぜなら，もともと誰のものでもない物〔無生物〕は，自然の理にしたがって，それを先占した人の物になるからである。〈中略〉また，君が捕らえた野生の獸〔動物〕はすべて，それを君が保管している限り，君のものになる。しかし，もしそれが君の保管化から逃れ，自然の自由に戻るなら，その獸は君のものではなくなり，それが再び捕らえられるなら捕らえた人⁽⁶⁵⁾の者になる。

これは，野獸の発見に始まる，先占論について述べられた部分である。「野獸の発見に始まるのか，実際に占有されたのちに始まるのか」というBノートのトピックスと同一の議論がなされていることが見てとれよう。このトピックスに続く『法学提要』の次の法文をみてみよう。

そこで問題になったのは，野生の獸を捕獲できるほど傷つけた場合，即時に君の所有になると見なされるかということである。ある法学者たちは，それが即時に君のものになり，君がそれを捕まえようとして追いかける限り，君のものであり続けるが，もし君が追いかけるのをやめるなら，それは君のものではなくなり，再び先占した人のものになると考えた。他の法学者たちは，君がそれを捕獲してしまわない限り君のものとはならないと考えた。⁽⁶⁶⁾

ユスティニアヌス法典の同一トピックスにおいて，「議論が一致しない」こと

(65) I.2.1.12。

(66) I.2.1.13（傍点部，引用者）。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……が語られているのである。筆者は、スミスがBノートで「一致しない」と語ったのは、ユスティニアヌス法典のこの項目を念頭に置いたからだと主張する。つまり、狩獵時代についての議論は、ユスティニアヌス法典の記述にもとづいているのである。

次に、第2段階である牧畜時代について見てみたい。再び、『法学講義』から、引用してみよう。

牧畜民のあいだでは、所有の觀念はさらに拡大される。かれらが持つて歩いているものだけでなく、かれらが自分たちの小屋に蓄えておいたものも、かれらのものである。かれらは、彼らの家畜が自分たちのところに帰ってくる習慣があるかぎり、それを自分たちのものと見なす。獸類一般が先占されたときに、それらが自分たちのところに帰ってくる習慣を失ったのちも自分たちのものと見なし、それらが行方不明になっても、一定期間は自分たちのものだと主張することができた。⁽⁶⁷⁾

牧畜段階における所有権の拡大について言及されているが、従来、この拡大については、資本蓄積による生産力の上昇を原因とする生産形態の変化にともなった所有権の最適化として、解釈されてきた。

再び、『法学提要』より、対応していると思われる箇所を引用しよう。

そこで、離れても戻るという習性を持つ動物については、その動物が戻ってくる気配がある限り、原則として君の所有と見なされる、という決まりを認める。もし、その動物が戻ってくる気配をなくしたなら、それは君の所有ではなくなり、次に先占した人の所有になる。動物が戻る気配をなくしたと見なされるのは、戻ってくる習性をなくしたときである。⁽⁶⁸⁾

(67) *LJ(B)*, p. 460, 邦訳, 189ページ(傍点部, 引用者)。

(68) I.2.1.15(傍点部, 引用者)。

ここで、『法学提要』においても、正統な所有者としての必要要件が、離れても戻るという習性に求められているのである。『法学提要』と『法学講義』の一一致が見てとれるだろう。また、これに続く次の法文も引用してみよう。

鶏と鷺鳥は本性的に野生ではない。このことは、野鶏という別の鶏がおり、また同様に、雁【野生の鷺鳥】という別の鷺鳥がいるということから理解できる。それゆえ、君の鷺鳥もしくは鶏が、何らかの理由で驚いて飛び去った場合は、それらがどこにいようと、たとえ君の視野から消えたとしても、君の所有と認める。⁽⁶⁹⁾

両者を比較してみれば、そのトピックスの一致は明らかであろう。『法学講義』における四段階論の議論には、ユスティニアヌの『法学提要』での議論がついてまわる。スミスは、狩猟、牧畜、農耕段階のすべてに、ユスティニアヌ法典の記述を適応させているのである。

そして、スミスは、それら観察された事実としての法内容が変化する原因として、経済状況の変化を見たのであり、その経済状況の変化にともなう事実として観察された財産権の範囲ごとに、四段階論を設定していくのであった。スミスは、四段階論の各所有権の内容を経済学的な抽象的推論により導かれたのではない。

たしかに、四段階の移行は経済的環境の変化によりおこなわれる。その結果、経済の自然的運行の法則に対する認識が発展したのは確かであろう。だが、スミスが学生に、とくに、法律家志望の学生たちに説明しようとした理論は経済の自然的運行の法則であると考えるべきであろうか。また、経済の自然的運行の法則について学べるからという理由で、法律家志望の学生はスミスの講義を受講するであろうか。

(69) I.2.1.16 (傍点部、引用者)。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

スミスは、経済運行の法則を用いることにより、ローマ法の財産体系がわかりやすく整理しようと試みたのではないだろうか。そして、そのような講義をおこなったから、学生たちは望んで講義を受けたのではなかろうか。スミスがグラスゴウに着任したあと、若きジョン・ミラーがすでに修了していたにもかかわらずスミスの道徳哲学講座を受講したのは、ローマ法の全体体系に展望を与えられる授業であると期待したからと考えれば、ミラーの行動もスミスの講義の内容も納得がいくのである。

問題は、スミスが商業段階についても、所有権の拡大を語っているのかということである。これに対し、筆者は、スミスは確かに財産権の拡大について語っていると主張する。

4-3) 四段階論における商業段階の成立区分について

そもそも、往々にして、経済学者がおこなう法学的研究については、所有権の扱われ方について、問題が存在する。つまり、「法学者は一般的に『所有権』や『財産権』という言葉を限定して用いるが、逆に経済学者はこれらの言葉を大変広い意味で使い、多くの場合に『所有権』とは、ものに限らず広くすべての財への支配を含んで用いる」のである。⁽⁷⁰⁾

ところで、ローマ法において財産物の対象とされる「物」とは、形のある有体物のことだけを指すものではない。⁽⁷¹⁾ユスティニアヌスの『法学提要』より引用すると、「ある物は有体物であり、ある物は無体物」なのである。さて、財産権は、この有体物と無体物に対する支配権により構成される。有体物に対する財産権とは物権であり、無体物とは人に対する権利であるから、無体物に対する財産権とは現代的に呼べば、債権である。

従来研究で、所有権の拡大として述べられているのは、ほとんど例外なく有

(70) 岸田雅雄、『法と経済学』、新世社、1996年、73ページ。

(71) なお、ローマ法には、財産権の対象とならない「物」も存在する。

(72) I.2.2.0.

体物に対する権利の拡大である。おそらく、生産的資本の蓄積による生産力の拡大という視点に引きずられていたためであろう。だが、これでは、物権と所有権を完全にイコール関係で結んでいるのは眼をつぶるとしても、財産権の一翼を担う債権の拡大について述べられていないという欠点が存在することになる。

もし、スミスが、ローマ法の財産体系に展望を与えるための手段として四段階論を用いたとするならば、商業段階においてのみ財産権の範囲の拡大を説明しなかったといえるだろうか。スミスは、当然に、物権だけではなく、債権についても述べているはずである。ここで話を一度、近代自然法学の祖であるグロティウスに戻そう。

グロティウスは、『戦争と平和の法』の個々の著述の素材に、ユスティニアヌス法典を用いていた。グロティウスに始まる近代自然法がローマ法の後継者であると呼ばれる理由のひとつが、このためである。そして、この観点から『戦争と平和の法』について言及するとき、必ず、引用される一文がある。すなわち、「合意は守られるべし」という一文である。なぜならば、ローマ法において「裸の合意から訴権は生じない」とされていたからである。これは、グロティウスが、「書かれた理性」たるユスティニアヌス法典の権威に盲従していなかったことを意味している。

上述したことは、内容的には、第3節で述べたことの繰り返しである。繰り返すことに意味がないと思われるかもしれない。だが、商業社会の特徴が誠実という徳性の普及にあり、財産権の内容により段階論が組まれていたことを考えたとき、重大な意味を持つことである。というのは、このグロティウスの一文は、17世紀以前において保護すべき権利ではないとされていた非様式的無名諾成契約が、保護されるべき権利へと認識が変化したことの意味しているからである。

これは、明らかに、財産権の拡大である。スミスは、財産の対象物たるもの増大を持って、商業社会を定義したのではない。つまり、スミスは、古代共

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……和制国家と違うものとして、商業社会を定義したのである。そして、そうであるがゆえに、商業の発達によって達成されたこの社会段階を祝福的に見たといえる。なぜならば、古代において、「約束は守られるべし」は、単なる宗教的道徳にすぎなかったからである。それが、商業社会においては、法へと変化したのである。すべての成文法は自然法へと一致するようになるという、『道徳感情論』のテーゼは、ここに証明されたのである。そして、このような自然法と成文法の一致は、近代ヨーロッパにおいてのみ見られる現象なのである。⁽⁷³⁾

つまり、スミスの語る商業社会とは、近代ヨーロッパのことなのである。

第5節 police 論の再解釈

前節において、商業社会とは近代ヨーロッパであるといったことを明らかにした。筆者は、これを、結合点として解釈されていた、四段階論と商業社会の定義に修正を加えると考えている。そして、このように修正された四段階論と商業社会の定義は、BノートとAノートの逆転問題の見解に対しても修正を加える。

本節で、police 論の分離・独立の理由に関する、筆者の見解を述べようと思う。

5-1) 行政論の存在箇所としての police 論

スミスが、分立すべきかどうかはともかく、立法権、裁判権、行政権の分析視覚を持っていたことは間違いない。その理由の1つは、スミスが、ロックやモンテスキュー以降の人間であるからである。そして、Bノートの公法学における「政府の権力は三つであって、それはすなわち、公共の利益のために法律を作る立法権、裁判権すなわち私人たちをこれらの法律に服従させ、服従しな

(73) 無論、この一致の原因を探求するために、スミスは経済学的な認識を深めたという可能性は高い。だが、これだけでは、police 論において経済学的議論を集中させた意味を捉えきれないように思える。

いものを処罰する権力、行政権すなわち人によっては連合権と呼ぶものであり、⁽⁷⁴⁾和戦の決定がそれに属する」として、スミス自身も述べているからである。

ところで、上の叙述では、政府の権力のうち行政とは何かについてスミスは確定していない。スミスは、裁判権と立法権については確定調的に語っている。だが、行政権については「和戦の決定がそれに属する」と語っているだけである。行政権の範疇にあるのは、和戦に関する決定権だけであろうか。それとも、ほかにも何か属するのであろうか。スミスは行政権に属するほかのものについて、公法論の範疇では語っていない。

スミスが政府論で語っているのは、裁判権と立法権の確立過程までである。

スミスは、政府の成立の原因を狩猟段階から牧畜段階において発生する牛や羊の群れの私有に発する貧富の差の拡大に求めている。この段階で統治が発生するのは、「富の安全を保障し、貧者に対して富者を防衛する」という目的からである。⁽⁷⁵⁾

ここで、財産を実力で守るために統治機構を作り上げたからといって、いつまでも強圧的な統治機構が存在したわけではない。スミスは、「効用の原理」に、「もっとも富裕でもっとも有力な者から受けた侵害の、償いを受けること」を含ませていたのである。したがって、発生当初の抑圧的統治機構としての形態は、捨て去られなければならない。なぜならば、「効用の原理」のこの部分は、十二表法が貴族の横暴から市民が身と財産を守るために制定されたという歴史的事実と符合するからである。⁽⁷⁶⁾

『法学講義』の公法論を、単なる権力による強制の理論として統治の歴史が語られてはいると解釈してはいけないのである。スミスは、統治を受け入れる人間の存在によって成立した支配の歴史について、語っているのである。したがって、筆者は、スミスが公法論で述べているのはたんなる権力の理論ではなく

(74) *LJ(B)*, p. 405, 邦訳, 43ページ。

(75) *Ibid.* p. 404, 邦訳, 40ページ。

(76) *Ibid.* p. 402, 邦訳, 34ページ。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

い。また、旧来的な国制論の範中にとどまるものでもない。

われわれはスミスがBノートの冒頭で、「国家の一員としては、為政者は不服従によって、あるいは臣民は抑圧によって等々で、侵害されうる」と書いていることを、重視しなければならない。スミスは、主権者もまた権利主体たる人として認識しており、その主権者の権利も侵害されると認識しているのである。⁽⁷⁷⁾ 主権者の権利とは、主権者が行使する立法権・裁判権・行政権である。だから、利己心にもとづいておこなわれる権力闘争によって変動した主権者の立法権、裁判権、行政権という名の主権者がもつ権利の歴史的変動過程が、公法論において語られているのである。

少なくとも、立法権・裁判権の範囲に関する争いは、三権分立の概念が生まれる前から存在する法制史的に重要な問題である。

試みに、立法権に関する争いについて、いくつか挙げてみよう。ローマ市民権をもたないゲルマン人傭兵により擁立された軍人皇帝にローマ市民が従わなければならない理由は何であろうか。また、カールやオットーによる神聖ローマ皇帝位の戴冠は、重大な問題を引き起こした。ローマ帝国崩壊後、各ゲルマン部族の諸王は、東ローマの法務官としての地位で法を布告していたからである。カールやオットーに従いたくないならば、神聖ローマ皇帝の立法権が及ばないとする法理論を構築しなければならなかった。

裁判権に関する争いは、ローマ帝国崩壊後のゲルマンの部族法典が、属人法として構築・機能したために発生した。その属人の分類は、ゲルマン人・ローマ人・修道院であり、それぞれにその法の内容が適応されたのであった。だが、ローマ人と結婚したゲルマン人や、還俗した修道士についての法適応については、非常に難しいものであった。また、封建制が成立して、属地的な法に変化

(77) *Ibid.* p. 399, 邦訳, 25-26ページ。

(78) 筆者の解釈では、主権者が当然持つものとされている権利が侵害されるから、たとえば反逆という形態で実行される侵害に対する処分にたいする同感が働くのである。

したあとでは、超国家的政治体であるカトリック教会と各国王の権力闘争という形で、裁判権の範囲に関する問題が表れることになる。

スミスが公法論で述べた政治理論とされるものは、歴史的事実として確認できる、主権の変動であるとも解釈できるのである。スミスは公法論の主題のひとつとして、主権者の権利として主権者が正当な権利として行使できる立法権・裁判権・行政権について述べようとしたのであろう。本稿の、第4節の議論を借りれば、主権者の権利のうち、立法権と裁判権の変動という歴史的事象を語る手段として、政治闘争の歴史が外的事実として用いられたのである。

公法論において、立法権・裁判権については、内実が確定するとともに主権者の手から滑り落ちたとされている。そして、公法論において、行政権の内実は確定されずに私法論へと移行した。筆者が注目するのは、公法論においてスミスは、結局、行政権の内容を語っていないという点である。行政とは何かという問題は、現代においても、玉虫色の解決しかできていない非常に難しい問題である。だが、国家の統治機能は、司法・行政・立法の3権のいずれかに属するはずである。そして、スミスが『国富論』第1編11章での地代論の立論方法を思い起こしたとき、ひとつの可能性が浮かび上がる。

スミスによれば、あらゆる物の価格は、賃金・利潤・地代から構成される。そして、当初、価格から賃金と利潤を引いたものが地代であると、残余説という形で消極的に定義されていた。これは、最も古い行政に対する定義である、国家の統治行為から司法と立法を除いた残余のものが行政であるとする消極説と同じ証明の仕方である。

そして、スミスは、『国富論』第1編第11章において、地代を変質的なほどの言及量の多さで具体的に検討しようとしていた。ここで、筆者は、ひとつの仮説を提唱したい。法学講義 police 論における経済学的な議論の集中は、行政の範囲を確定させるためのものではなかろうか。このことは、Bノート police 論の冒頭の言葉に確認できる。「生活行政は、法学の第二の一般的部門である。この名称はフランス語で、元はギリシア語のポリティアから出たものである。ポ

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……リティアが本来意味していたのは、国内統治の政策であったが、今ではそれは統治の下級諸部分すなわち清潔、安全保障、および低価格または豊富を意味するに過ぎない」という叙述である。⁽⁷⁹⁾統治の残余の部分として、「清潔、安全保障、および低価格または豊富」を取り挙げており、スミスは、police 論を残余説的に理解しているようでもある。

この地代論と行政論と police 論のアナロジーは、ひとつの可能性を提示する。すなわち、police 論とは、行政権について個別具体的に検討するために用意された場所なのである。そして、police 論で前提とされているのは、商業社会である。つまり、近代ヨーロッパに成立した政府が持つ行政権の範疇について語る場所と結論できよう。

この解釈は、B ノートでスミスが市民法の方法に従って講義をおこなったことを考えたとき、実に重大な意味を持つ。

5-2) 非市民法の存在場所としての police 論

スミスは、市民法の方法にしたがって、『法学講義』B ノートの講義をおこなっていた。第 2 節で問題にした「経済学の独立」類型の研究では、この B ノートと A ノートの順序逆転が法学と経済学の分離の理由を解明するための、重要な部分とみなしていたのであった。

本論文において最後の問題提起とするのは、市民法の方法によらずに誕生した法体系は、どこにいったのかということである。18世紀に存在した法は、全てが全て、ローマ市民法の原理にしたがって制定されていたわけではない。ローマ市民法は、成立当初から法と道徳の分離が色濃く出ている法体系であった。これは、ローマ法で最初の成文法である十二表法が、貴族の恣意的な法解釈を防ぐために成文法典として誕生したことを鑑みると自明であろう。

そして、ローマ市民法は私法体系であり、対等な市民間の対立において作用

(79) *Ibid.* p. 486, 邦訳, 261ページ。

する裁判規範であった。これは、ローマ法学の黄金期が、ハドリアヌス帝による回答権の付与と共に迎えられたことによる。回答権の付与により法律訴訟に対する法学者の見解がそのまま裁判規範となったのである。だが、体制に取り込まれたがゆえに、体制にかかわる法議論への参与が萎縮した。そのため、私人間の争いに対する議論に法学者は専念し、それにともない、ローマ法は、おのずと対等な市民間の争いを規定する私法に関する分野に認識の発展は集中した。

つまり、対等ならざる法主体間によって、一方的に権利・義務関係を強制的に生み出される法命令は、ローマ市民法の視野の外にあった。それが、道徳的命令であればなおさらである。

これらを踏まえた上で、1577年に作成された帝国ポリツァイ条例から、いくつかの条文を引用しよう。

第8章 過度の飲酒についておよび飲酒の強要 (zutrinchen) について

第1条 (人が毎日見出すような) 酔酊によって、全能者は非常に立腹され それ [酔酊] からしてまた多くの悪徳、邪悪および忌まわしいことが生じるので、このことに加えて多くの過去の帝国議会において過度の飲酒と飲酒の強要に関し、各オーブリヒカイトがかかる過度の飲酒の強要を除去すべきでありそしてそれを回避するため違反者を真剣に処罰するべきであるということが命ぜられ定められたので、しかし、けれどもかかる命令と規約は今日までわずかしか守られず…… (後略)。

第9章 服装の無秩序と贅沢について

各人は地位もしくは素性が何であれ、彼の身分、名誉および財産に応じてそれぞれの身分において異なった識別が存在しうるよう [服装を] に身をまとうことが、誠実であり、相当でかつあり正等であるので、…… (後

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

(80)
略)。

上記で引用した帝国ポリツァイ条例は、道徳的な生活態度に対する直接的規範命令を含んでいる。これらは対等な市民間の裁判規範ではないし、第8章の過度の飲酒にいたっては財産に関する法ですらない。したがって、これらは市民法学の範疇では扱えない。このことは、帝国ポリツァイ条例が、ローマ法学の系譜に属していないという法制史的事実を考えたとき、当然である。

帝国ポリツァイ条例は、都市共同体は善き生活態度をその構成員に強制できるという、13世紀に発生した善きポリツァイ思想の系譜に連なるものである。これは、都市も皇帝と同じく事実としての都市の自治支配により統治権を有するという条例理論を法理論的根拠としてもつ。これらを源流にし、臣民の幸福を積極的に増進するような国家活動であるポリツァイ行為が、帝国ポリツァイ条例のような生活規範に対する直接規制的立法の根拠となった。

そしてこのポリツァイ立法にもとづく司法判決が、司法行為なのかポリツァイ行為なのかは、少なくとも神聖ローマ帝国の中では重大な問題であった。もし、司法行為であれば、帝国等族(=帝国議会に出席することのできる身分で、具体的には諸侯・高位聖職者・帝国都市など)の既得権益を侵すことになるからである。ポリツァイ行為が、神聖ローマ皇帝の統治行為に含まれるならば、それは帝国等族の利権を侵したわけではない。行政と司法の分離は、法制史的に展開されてきた歴史的事実であり、また、行政権という主権の確定はその裏で徐々におこなわれていったのであった。そして、18世紀は、個別的に立法されたこのようなポリツァイ立法を、体系的に把握統一しようとする前期法典編纂運動の時代であった。

スミスは、『道徳感情論』の前文で語ったように、現在に至るまでの法と統治の歴史について語ることを自己の使命としていたはずである。つまり、スミス

(80) 久保正幡還暦記念、『西洋法制史料選III：近世・近代』、創文社、1978年、75-77ページ。

は、近代ヨーロッパにおいて存在した、主権者による一方的な権利・義務の設定を内容とするポリツァイ法学について説明しなければならなかつたのである。スミスは、『法学講義』中のどこでこれを語ろうとしたのであろうか。

公法論の中には、スミスがポリツァイ法学を語る場所は存在しない。第5節第1項で確認したように、行政権については語られていないのである。そして、私法論にも、スミスがポリツァイ法学を語るべき場所は存在しない。対等なる当事者関係により成立した市民法の体系には、他方当事者の同意を必要としないポリツァイ法は語る箇所が存在しないからである。それが、道徳的命令ならば、なおさらである。

つまり、スミスが行政権について語ろうとするならば、それができた箇所は、police論しかないのである。

5-3) まとめ：police論への経済学的議論の集中の原因について

本稿は、『法学講義』police論における経済学的議論の集中、いわゆる「経済学の生誕」現象が、いったいいかなる理由で発生したかということを問うものであった。なぜならば、『国富論』の前半体系と後半体系との統一的な把握をおこなうためには、「経済学の生誕」を明らかにする必要があるからである。

筆者は、この原因の探求を、既存研究とは違ったアプローチを選択した。すなわち、『法学講義』は講義であるという事実からの接近である。そして、このアプローチから見ると、13年に亘る講義にともなった法学的認識の発展によりpolice論は成立したという視界が開けた。

何度も述べたことであるが、スミスははじめな教師であり、そうであるからには、学生の要望にこたえようとしたはずである。そして、スミスの講義を能動的に受講した法律家志望の学生たちは、ローマ法を学ぶ必要性が存在した。したがって、スミスが講義で語った財産権論は、ローマ法にもとづかなければならなかつたのである。そして、実際に『法学講義』がユスティニアヌスの『法学提要』とそのトピックスにおいて親和性を持つことを確認した。

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

スミスの財産権に関する議論がローマ法にもとづいているということは、スミスが四段階論において述べた財産権の拡大とされることも、すべてローマ法の議論にもとづいているということである。これは、スミスの四段階論に再読を要することであった。そして、所有権の上位概念である財産権の変化に注目すると、従来、財産権の拡大していないとされていた商業段階においても、確かに財産権の拡大が見られる。すなわち、契約論が、古代ローマ法における形式主義から意思主義へと変化したことに、スミスは第4段階たる商業社会の成立を見たのである。

つまり、商業社会とは単なる道徳であった誠実性が、法と変化するような社会でのことであり、それは近代ヨーロッパ社会以外に存在しない。商業社会が近代ヨーロッパであるということは、近代ヨーロッパにおいて固有の法体系をもつにいたったポリツァイ法の存在を考えると重大な意味を持つ。

なぜならば、スミスが、ヨーロッパ近代である商業社会における法原則について述べようとするならば、道徳の強制を内容とする善きポリツァイの伝統に連なる、近代ヨーロッパにおいて存在するポリツァイ法をどこかで語らなければいけないのである。そして、ポリツァイ法は、市民法の伝統に連なるものではないから、私法論には居場所が存在しない。また、公法論においても説明されていない。ならば、ポリツァイ法についての説明が存在する可能性があるのは、police 論しかないのである。そして、公法論では行政権の内容について語られていない。スミスが講義で語った可能性があるのは police 論だけである。

以上から、police 論の成立の事情について、ひとつの結論が導きだせる。

police 論は、一方当事者の意思のみで権利・義務関係が設定できる主権者の行政権の行使たるポリツァイ法を体系的に取り扱うために、分離・独立した部門である。これは、スミスの法学的認識の高まりの結果生まれた現象であるといえる。この結論は、既存研究の見方に重大な修正を迫るはずである。つまり、スミスが police 論に経済学的議論を集中させた原因を、経済学的認識の高まりのみから解釈してはならないのである。また、法学的認識の高まりを、自然法

学的伝統のみから解釈しようとしてはならないのである。

『法学講義』police論は、法学からの経済学の独立という観点からだけではなく、私法と行政法の分離の観点からも見なければならない。

これが、本稿の結論である。

参考文献一覧

- Bitterman, H. J. (1940), 'Adam Smith's Empiricism and the Law and Nature. Part I-II', *Journal of Political Economy*, vol. 8(4), in Wood(ed.) 1983-4.
- Gatrell, V. A. C. Lenman, B. Parker G. (1980), *Crime and the Law: The social History of Crime in Western Europe since 1500*, London: Europa Publications.
- Hasbach, W. (1890), *Die allgemeinen philosophischen Grundlagen der von Francois Wuesnay und Adam Smith begründeten politischen Oekonomie*. 山下芳一訳『古典経済学の哲学的背景』、表現社、1924年。
- Haakonssen, K. (1981), *The Science of Legislator, The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press. 永井義雄、鈴木信雄、市岡義章訳、『立法者の科学：—デイヴィド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学—』、ミネルヴァ書房、2001年。
- , 'What Might Properly Be Called Natural Jurisprudence?', in R. H. Cambell and Andrew S Skinner(ed.), *The origins and Nature of Scottish Enlightenment*, Edinburgh: John Donald Publishers Ltd, in Haakonssen(ed.) 1998.
- , ed. (1998), *Adam Smith*, Boston University.
- Hont, I. And Ignatieff, M. (ed.), (1983), *Wealth and Virtue*, Cambridge University Press, Cambridge. 水田洋、杉山忠平監訳、『富と徳』、未来社、1990年。
- Lyall, F. (2002), *An Introduction to British Law*, Second Edition,
- MacCormick, N. (1981), 'Adam Smith on Law', *Valparaiso University Law Review*, 15, in Haakonseen(ed.) 1998.
- Oliver-Martin, F. (1951), *Historie du droit franc des origines à la Révolution*, 2 tirage, Paris. 堀浩訳、『フランス法制史概説』、創文社、1986年。
- Meek, Ronald L. (1976), 'New Light on Adam Smith's Glasgow Lectures on Jurisprudence', *History of Political Economy*, 8, in Haakonssen(ed.) 1998. 時永淑訳「アダム・スミスのグラースゴウ法学講義への新たな証明」『スミス、マルクスおよび現代』、第4章、法政大学出版局、1980年
- Morrow, Glenn R. (1923), *The Ethical and Economic Theories of Adam Smith*, Augustus M. Kelly: New York, reprinted 1969. 鈴木信雄、市岡義章訳、『アダム・スミスにおける倫理と経済』、未来社、1992年。

- アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……
- Pocock, J. G. (1985), *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge University Press.
- 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』、みすず書房、1993年。
- Ross, I. S. (1995), *The Life of Adam Smith*, Oxford University Press. 篠原久・只腰親和・松原慶子訳、『アダム・スミス伝』、シュプリングフェアラーク東京株式会社、2000年。
- Skinner, A. S. (1979), *A System of Social Science*. Paper relating to Adam Smith, Carendon Press: Oxford. 田中敏弘・橋本比登志・篠原久・井上琢智訳、『アダム・スミスの社会科学体系』未来社、1981年。
- Stair Society Publication, (1958), *An Introduction to Scottish Legal History*, vol. 20, Part I, *The General Development of Scots Law*. 戒能道厚、平松紘、角田猛之訳、『スコットランド法史』、名古屋大学出版会、1990年。
- Stein, P. (1979), 'Adam Smith's Jurisprudence: Between Morality and Economics', *Cornell Law Review*, 64, in Haakonssen(ed.) 1998.
- , (1999), *Roman Law in European History*, Cambridge. 屋敷二郎監訳、『ローマ法とヨーロッパ』、ミネルヴァ書房、2003年。
- Stewart, D. (1793), *Account of the Life and Writings of Adam Smith*, in *The works of Adam Smith with an account of his life and writings by Dugald Stewart*, 5 volumes, reprint of the edition 1811-1812, Aalen: O. Zeller, 1963. 福鎌忠恕訳「法学博士アダム・スミスの生涯と著作の記述」『アダム・スミスの生涯と著作』、御茶の水書房、1984年。
- Viner, J. (1968), 'Adam Smith and Laissez-Faire', *International Encyclopedea of the Social Science*, New York, Macmillan and the Free Press, Vol. 14, in wood(ed.) 1983-4.
- Walker, David M. (1981) *Walker on The Scottish Legal System: an introduction to the study of Scots law*, 5th eds. Edinburgh: W. Green & Son LTD.
- Winch, D. (1978), *Adam Smith's Politics*, Cambridge University Press. 永井義雄、近藤加代子訳、『アダム・スミスの政治学』、ミネルヴァ書房、1989年。
- Wood, J. C. (ed.), (1983-4), *Adam Smith: Critical Assessment*, 4 volumes, London: Croom Helm.
- 有江大介、「アダム・スミスによる自立的経済世界の発見への途：——シヴィック・ヒューマニスト・パラダイムの見失うもの——」『エコノミア』45(3), 1994年。
- , 「アダム・スミス——稳健派とケイムズとシヴィック・ヒューマニズム——」『経済学史学会年報』33, 1995年。
- 伊藤哲,『アダム・スミスの自由経済倫理観』八千代出版、2000年。
- 石井幸三,「アダム・スミス『法学講義(A)』における法思想」『龍谷法学』16(4), 1984年。
- , 「アダム・スミスは自然法論者か? : —法思想からの覚え書き——」『龍谷法学』19(1), 1986年。

- 井上匡子, 「アダム・スミス同感判断論における相互性の構造と自然法学」『北大法学論集』, 47(1)~(4), 1996年。
- 井上泰人, 「非常勤判事の落日：——スコットランド法曹事情〔世界の私法——その実像を見つめて10〕——」『判例タイムズ』1026, 2000年。
- , 「海外私法研究10：——スコットランド法曹二元制度——」『判例時報』, 判例時報社, 1719, 2000年。
- 今村哲也, 「ポリツァイをめぐる思想と学問(上)」『関東学院法学』4(2), 1994年。
- 大槻敏江, 「スコットランド法序説に関する一考察」『中央学院大学商経論叢』9(3), 1995年。
- 勝田有恒, 森征一, 山内進編著, 『概説西洋法制史』, ミネルヴァ書房, 2004年。
- 岸田雅雄, 『法と経済学』, 新世社, 1996年。
- 久保正幡還暦記念, 『西洋法制史料選』, 全3巻, 創文社, 1978~1981年。
- 小柳公洋, 『スコットランド啓蒙研究：経済学的考察』九州大学出版会, 1999年。
- 近藤加代子, 「『国富論』における国家」『経済科学』名古屋大学経済学部, 35(3), 1988年。
- 齊藤彰, 「スコットランド法：Mixed Law がもたらす豊かさと混迷」『比較法研究』比較法学会, 1998年。
- 柴田光蔵, 『ローマ法の基礎知識』, 有斐閣, 1973年。
- 高田紘二, 『18世紀スコットランドの制度と思想：——スコットランド啓蒙と大学・クラブ・ソサイアティそしてアダム・スミス——』時潮社, 1991年。
- 竹内創, 「アダム・スミスにおける「立法者」と「政治家」：——「判断力」の概念を中心——」『三田学会雑誌』慶應義塾経済学会, 92(1), 1999年。
- 田中正司, 「最近のアダム・スミス研究と経済学の成立問題：新村聰著『経済学の成立——アダム・スミスと近代自然法学』をめぐって——」, 『経済学会雑誌』, 岡山大学経済学会, 27(3), 1996年。
- , 『経済学の生誕と『法学講義』：——アダム・スミスの行政原理論研究——』, 御茶ノ水書房, 2003年。
- , 『アダム・スミスの自然法学：——スコットランド啓蒙と経済学の生誕——』, 御茶の水書房, 第2版, 2003年。
- 田中敏弘, 『ヒュームとスコットランド啓蒙：——18世紀イギリス経済思想史研究——』, 晃洋書房, 1992年。
- 田中秀夫, 「ポーコック思想史学とスコットランド啓蒙(上)」『甲南経済学論集』25(2), 1984年。
- , 『スコットランド啓蒙思想史研究：——文明社会と国制——』, 名古屋大学出版会, 1991年。
- , 『啓蒙と改革：——ジョン・ミラー研究——』, 名古屋大学出版会, 1999年。
- , 『スコットランド啓蒙の学史的可能性』『経済学史学会年報』39, 2001年
- , 『アダム・スミスの政治学をめぐって』『経済論叢』, 京都大学, 169(1), 2002

アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論……

年。

辻泰一郎、「ポリツァイ条例に関する近時の研究動向(1)」『法学研究』、明治学院大学法学会、23、1979年。

——、「帝国ポリツァイ立法開始の一事例：——十五世紀末帝国ワイン条例の成立について——」『法学研究』、明治学院大学法学会、2001年。

辻義教、『遙か流るる果ての近代：——近代法学の課題〔増補 法学のパラダイム〕——』、辻義教著作集2、千代田出版企画、1977年。

角田猛之、「A・スミスの統治論：——新版 “Lecture on Jurisprudence” に依拠して——」『法哲学年報』、1980年。

——、「アダム・スミスの Jurisprudence：——若干の主要問題——」『阪大法学』121、1982年。

——、「アダム・スミスの所有権論」『阪大法学』124、1982年。

——、「近代スコットランド法思想研究：——Load Stair の法思想(一)——」『中京法学』、19(2)～20(2)、1984～5年。

——、「アダム・スミスの Jurisprudence と Scottish Legal Tradition：——スコットランド法とイングランド法の扱いをめぐって——」『中京法学』20(1)、1985年。

——、「スコットランドの法文化の一侧面：——17・18世紀を中心にして——」『法哲学年報』、1990年。

——、「近代スコットランド法思想研究・資料(六)の2：——エдинバラ大学法学部 J.ケアンズ博士へのインタビュー記録——」『中京法学』24(1・2)、1990年。

津野義堂、古田裕清、石田雄一他訳、「翻訳 私たちの主、永遠に尊厳者であるユースティーニアーヌスの法学提要または法学入門〔含 ラテン語原文〕」『比較法雑誌』、37(3)～39(4)、2003～6年。

中島隆博、「政治思想史の再構築について：——J.G.A.ポーコック「儀式、言語、権力」序説——」『中国哲学研究』東京大学中国哲学研究会、7、1993年。

中谷武雄、『スミス経済学の国家と財政』ナカニシヤ出版、1996年。

中野聰子、「アダム・スミスの経済政策思想：——自然的自由の市場秩序——」西沢保、服部正治、栗田啓子編、『経済政策思想史』、第1章、有斐閣、1999年。

新村聰、「経済学の成立」、御茶の水書房、1994年。

——、「アダム・スミスにおける自由と統治：——功利主義と関連して——」平井俊顕、深貝保則編著、『市場社会の検証：——スミスからケインズまで——』、ミネルヴァ書房、1993年。

——、「アダム・スミスと近代自然法学：——拙著『経済学の成立』への疑問と批判に答える——」『岡山大学経済学会雑誌』30(4)、1999年。

野村敏治、「スミス国家論の再検討に向けて」『千葉大学経済研究』3(1)、1988年。

塙浩、「塙浩著作集」、全19巻、信山社、1992～2000年。

林智良、「共和制末期ローマの法学者と社会：——変容と胎動の世紀——」、奈良産業大学法学会研究叢書3、法律文化社、1997年。

- 平松紘, 角田猛之, J.W.ケアンズ, 高田普久男「近代スコットランド法の形成とローマ法」『法制史研究』法制史学会, 1990年。
- 藤田幸雄, 「『国富論』1776-1976年: ——アダム・スミスの政治経済学体系について——」山口経済学雑誌, 26(2・3)1976年。
- 船田享二, 『ローマ法』, 全5巻, 岩波書店, 1968-72年。
- 原田慶吉, 『ローマ法〔改定〕』, オンデマンド版, 有斐閣, 2001年。
- 星野彰男, 『市場社会の体系: ——ヒュームとスミス——』, 新評論, 1994年。
- 増田四郎, 『歴史学概論』, 講談社, 1994年。
- 松本尚子, 「ホイマン『ドイツ・ポリツァイ法事始』と近世末期の諸国家学: ——ドイツ近代行政法学史への序論として——」『上智大学法学会』47(3)~49(2), 2004~2005年。
- 水田洋, 「アダム・スミスの法学: ——ホーコンセンの所説にふれて——」『名城商学』37(3), 1987年。
- , 「レヴューアーアティクル: スミス研究からの相対的離脱の試み: ——田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』——」『経済評論』日本評論社, 41(6), 1992年。
- 宮川聰, 「スコットランドにおける民事裁判の研究(一): ——スコットランド法研究①——」『東南法学』14, 1995年。
- 山崎怜, 『<安価な政府>の基本構成』, 香川大学経済研究論叢8, 信山社, 1994年。
- 弓削達, 伊藤貞夫編, 『ギリシャとローマ: ——古典古代の比較史的考察——』, 河出書房, 1988年。
- 渡辺恵一, 「『国富論』第三・四編の関連についての一考察」『経済学雑誌』, 大阪市立大学, 80(3), 1979年。
- , 「スコットランド啓蒙研究の現段階: ——R.H.キャンベル&A.S.スキナー編著『スコットランド啓蒙の起源と性質』の紹介——」『京都学園大学論集』, 12(2), 1983年。
- , 「スコットランド啓蒙研究の諸潮流(上): ——I.ホント&M.イグナティエフ編著『富と徳性』(1983年)の紹介——」『京都学園大学論集』14(2), 1985年。
- , 「スコットランド啓蒙研究の諸潮流(下): ——I.ホント&M.イグナティエフ編著『富と徳性』(1983年)の紹介——」『京都学園大学論集』15(1), 1986年。
- , 「『国富論』の成立問題: ——『政治家ないし立法者の学』としての経済学——」『立命館経済学』44(3), 1995年。